

行政調査の概要

委員会名	文教福祉 常任委員会	調査 期日	令和2年 1月22日～1月24日	調査先	長野県伊那市 愛知県東海市
参加者	委員長 大寺 正晃 副委員長 石堂 正章 委員 堂脇 明奈 浜尾 一美 熊谷 勝幸 深谷 政憲 五十嵐 伸 加藤 和記 理事者 伊勢 邦宏（社会福祉課長） 随 行 渡辺 靖子				

調査項目：教育現場におけるICTの利活用について（長野県伊那市）

【伊那市の概要】

- (1) 市制施行 平成18年3月31日（1市1町1村合併による）
- (2) 面積 667.93 km²
- (3) 人口 67,724人（令和2年1月1日現在）
- (4) 世帯数 27,708世帯
- (5) 学校数 小学校15校 中学校6校
- (6) 児童生徒数 5,558人

【ICT活用教育の背景】

伊那市新産業技術推進事業

平成28年5月に、IoT、AI等の新産業技術を使った地域課題の解決及び地域活性化を目的として伊那市新産業技術推進協議会が組織された。新産業技術の活用により、産業、教育、住環境など様々な分野へのアプローチを通じ、進学などで市外に出た子どもたちが帰ってきたくなる、若者や子育て世代が定住したくなる、高齢者がいきいきと活躍する、そうした活力と魅力があふれる市の実現を目標としている。

〈専門部会〉

- スマート農業・・・農業用機械の自動運転や肥料・農薬等の自動散布、GPSやインターネットクラウドを介したデータ活用型の営農管理などにより、高齢化に伴う担い手不足の解消や遊休荒廃農地の縮減を図り、「儲かる農業」の実現を目指す。
- ドローン活用・・・松くい虫被害の状況調査や森林資源量調査、林業の省力化（効率化）など、ドローンを活用したスマート林業の実現を目指す。
- ICT教育・・・情報リテラシーの強化及び人材育成等を通じ、学校や教員だけでなく、地域との連携・協働の中で、授業の学びを中心としながらも、個別の学習支援や興味関心に応じた自立的な学びを学校・家庭・地域の中でシームレスに提供できる教育環境を整備することで、グローバル化・情報化社会に向けた21世紀型スキルの習得を目指す。

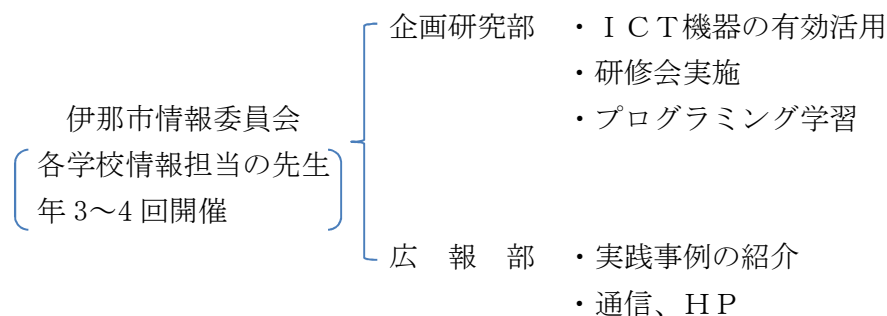
【ICT環境整備と実証事業の経過】

- 平成26年度 ・タブレット導入（約250台）
⇒グループに1台（2～3人で1台）であったため、使用できない子どもがいるとなかなか使われない。
- 平成27年度 ・タブレットを1校に集約し、1人1台（1クラス分）使えるようにし、どの教室でも使えるようインフラ整備
⇒1人1台あると、必ず使う
・少子化人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業（文科省）採択
⇒山間小規模校の教育的課題解決を図る取り組み
- 平成29年度 ・タブレットを各校1人1台（1クラス）操作できるよう整備
・全校全館無線RUN
- 平成31年度 ・タブレットを各校3クラス分（2,500台）、電子黒板（全普通教室）、全校高速化完了
⇒文科省の示す基準値を達成したが、次のステップとして1人1台を目指す。
・SB C&S（ソフトバンク株式会社）とICT活用教育推進に関する連携協定を締結。

【推進体制】

伊那市ICT活用教育推進センター

伊那市教育委員会	施設係	機器整備
	学務係	授業改善
推進支援チーム ICT活用教育研修室 (ICT支援員が学校のサポート等行う)		



組織を作り、役割を明確にし、参加が増えることで推進が図られた。

【カリキュラム】

- ・新学習要領に沿ったカリキュラムを作成（推進支援チーム）
- ・学年ごとに使用するアプリケーションを選定（数は少なく、効果の大きいものを選んだ）
⇒基本からステップアップ～中学・高校へ繋げて行く

【遠隔合同授業の実践】～小規模校の課題解決

地域コミュニティの核である学校がなくなることは地域の衰退につながると考え、学校存続を大前提とし、「多様な意見に触れる機会の創出」等をはじめとする小規模校における教育課題解決のため学校間を結ぶ遠隔授業の実践を行っている。

- ・小中学校間、中学校間の授業交流
- ・病院内学級生徒の授業参加
- ・カンボジアの学生と交流 など

【先進的な学びとICT～ドローンの教育活用】

・グループでプログラミング設計から入力を行い、実際に飛ばしてみるところまで行い、体験を通じてドローンの仕組みに触れる。

・学校上空へドローンを飛ばして撮影、たくさんの新たな気づきがクラス中に広がり、そこから生まれた疑問を皆で共有し議論する。より対話的・主体的・深い学びにつながる。

⇒教材としての可能性が非常に大きい。



(視察の様子)

【進行中のプロジェクト】

- ・教育の魅力発信プロジェクト

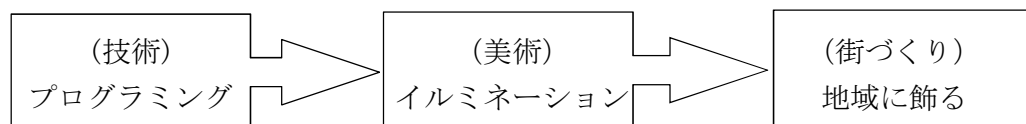
⇒地域おこし協力隊を採用し様々なICT教育の取組、魅力を外へ発信、移住・定住につなげる。

- ・文部科学省SINET事業プロジェクトへの協力

⇒非免許の先生に対し、遠隔で専門の先生の指導を行う。

- ・大学との連携

⇒各大学と連携しIoTの活用やSTEAM教育の実証実験を行っている。



【目指すもの】

- 少子化人口減少問題等による、地域・教育課題解決のためのICT活用
- 郷土愛を育む伝統的学びを深めるICT活用
- 新時代で活躍出来る人材の育成、先進的な学びに導くICT活用

【質疑応答】

(大寺委員長)

Q：予算について。

A：決して安いものではなかった。タブレットは1台4～5万円、その2,500台分。そこには設定費用や付属品、充電保管時の入れ物など含めると、1台単価4～5万円では済まなかった。また、アプリケーションを継続して使う費用も発生するので維持費、また通信費もかかってくる。

タブレットはリース、電子黒板は購入という形で行い、その後インフラの整備を行い導入整備費まで含み、総額でいうとざっと2億5千万円位。伊那市規模で文科省の示す最低基準（3クラス分1セット）となるとこの位かかる。それ以外に、維持費が年間2,500万円位、これは通信費、アプリケーションを管理するソフトや、セキュリティ関係を継続的に使う等、最低限のもの。

また、授業支援ツールを入れた。（もともと入っているプレゼンテーションアプリでほとんどの授業はできる。）

(大寺委員長)

Q：2億5千万円は、単独か。どこか補助等あったのか。

A：今回は補助をいただけてない。工事費に関しては合併特例債が一部ある。

Q：S Bとの協定で金額的に有利な部分はあるか。

A：技術的支援がものすごくある。研修に来てもらったり、新しい製品（ケース）を無償で提供してもらったりなどである。

(大寺委員長)

Q：導入によるメリットはたくさん分かった。もし、デメリットがあるならば。

A：なかなか効果が計れない、数字で表せないということだと思う。全国学力テストにおいても結果を公表していないし、新学習指導要領になるとベースとなる学びは、社会を生き抜く力、情報活用能力、授業も共同的に学んで課題解決しましょうというもので、今ある評価システムはそのことについて評価するシステムではないので、ますますわかりにくい。そういった点において結果として出せないというのがデメリットかと思う。

あと、継続してやっっていこうとした時、長期的に予算がかかること。買ったきりのままにできないということ。

また、実際に推進していこうとなった時、先生との温度差が大きい点かと思う。

(五十嵐委員)

Q：廃校は考えていないという説明をお聞きした。教育としては非常に良いのかなと思うが、全体的な部分では、少子化の中で学校管理とか、ICT教育だけの予算ではなく全体的に大きくなってくると思うが、その辺の考え方は。

A：統合してしまえば、減るのはICTに関しては数校分の通信費だけであり、実は通信費はそんなにかかっていない。施設維持、これは学校の規模にかかわらず結構かかっていくので、統合した方が減らせるというはあると思うが、これは理事者の施策なので…。その根底にあるのは、地域の衰退をしないということ、そこに投資をしているということだと思う。

(堂脇委員)

Q：デメリットの中で先生との温度差がある、とういことであったが、先生方の仕事が増えてしまうからデメリットを感じる先生方がいらっしゃるのか、どのあたりが温度差なのか。

A：チョーク1本と培ってきた経験で授業はできるという先生がいらっしゃる。今まで、導入し始めた頃はそれでも良かった時代だが、新学習指導要領の中身が示されて新しい授業がこう変わる

となった時、チョーク1本でという指導はなくなっていった。

苦手意識があって新しい物、変革が受け入れ難いという先生との温度差。これはすばらしい、どんどん進めるべきだという先生との温度差である。

(大寺委員長)

Q：様々なデバイスがつながるとなると、これまで以上にセキュリティに手間がかかるのではないかと、タブレットは子どもにとっておもちゃのような感じで、効率的な学習につながらない場合がないかどうか、壊さないか。

A：セキュリティに関しては、入れるときに、Windows、IOS、アンドロイドの3種類を、セキュリティ、価格、使いやすさ、管理の仕方を全て比較してIOSを採用した。

壊れるかという点においては、壊れないケースで防塵防滴なものにした。そのケースが壊れることも、年に3つか4つあるが、買い替える位の状態で壊れてくる。

遊びにならないかについては、先生方もルールを決めて授業をしている。一応監視もしており、接続するとメッセージが出るようになっているので、そんなに遊ぶ子はいない。

(大寺委員長)

Q：活用の頻度についてはどうなっているか。

A：稼働率は100%。授業をずっとこれをするのではなく、授業に有効活用しましょうという中で使っているので、授業の中で実際に使っているのは10分から15分位と思う。

(大寺委員長)

Q：食育の授業はどういったことをするのか。

A：食育の一環として、各学校にお弁当の日があり、家庭科の授業に合わせ、お弁当のレシピ作りをする。また、野沢菜漬けをベテランのおばあちゃんから遠隔で教わって実際に漬けてみる取り組みをしている。

(堂脇委員)

Q：遠隔授業の際の各学校の打合せはどのように行うのか。

A：テレビ会議や電話で行ったり、実際に教室にある電子黒板に写して話をしたりする。市内だけでなく、今年は桜島の中学校と遠隔で会議をしたり、資料も画面で共有して使う。やり方に関して得意な先生、不得意な先生がいるので、ICT支援員が操作に関してはやり方をレクチャーして分からなければ聞くという体制をとっている。慣れてしまうとそんなに難しくないと気付き、気軽に使うようになる。

(五十嵐委員)

Q：導入した時、先生方の教育もされたのか。

A：一番最初に導入した時は、仕様書に操作研修も含めて専門的な指導もやってもらった。あとは研修会を独自にやることにした。サポート側も人が揃ってきからは、学校に研修に入ったり、ICT支援員が行ったり、夏休みは2週間、いろいろなメニューで研修会を行っている。最初は推進センターで行っていたが、今では学校の先生が講師となってやれるようになった。

(浜尾委員)

Q：プログラミングの教育研修を受けた先生方の感想はどのようなものか。

A：先生方が生徒になっての模擬授業をした。先生方もやり始めたらおもしろいので、これは子ども達も夢中になるとの感想であり、やってみたいというふうに変わった。マイクロビットはツールが良かったのか、学校の先生がやってみておもしろいということであったため、伊那市独自の指導マニュアルを作り、それを一通り見ると授業ができるようになっている。反応はとても良い。プログラミングはひとつの起爆剤となり、学校の先生のICT活用が進んだといえる。

(浜尾委員)

Q：ドローンのプログラミングがあるが、ドローンは学校で持っているのか。

A：ドローンも教育委員会で買った。使いまわす前提で選択肢を増やし（マイクロビット、ロボット）、教材を貸し出すというスタイルである。

(石堂副委員)

Q：インターネットリテラシー教育については。

A：専門の先生を委託して相談窓口を設置、学校から依頼すれば研修会ができるが、学校現場におけるICTリテラシーの捉え方と実社会での捉え方に差異が出てきてしまって、課題だと感じている。

伊那市内の学校のネットワークからしか接続できないホームページを立ち上げている。そこから文科省の出しているリテラシーの動画に飛ぶようになっているが、来年度は、情報教育のリテラシーに関するカリキュラムをひとつ作りたいと考えている。

台数が増えるにつれ、外につながっていくのが増え、また、学びで使うICTと家で使っているゲーム機やSNSとしての物が違うという意識付けができない保護者の方があるので、保護者向けの物を作ろうかと予定している。

(大寺委員長)

Q：今後の課題について、顕著なものがあれば。

A：全国的には7～8割の自治体がスタートラインに立てていないという中で、文科省の基準に達した。2月の国の補正ではギガスクールということで、1人1台の整備に補助を出しますというものに手を挙げる予定ではあるが、維持費をどう確保していくかというのが課題である。

あとは、長野県内の整備に差があり、他の自治体から先生方が異動してくるので、ある程度まで引き上げていかないといけない、また、育った先生がどんどん出て行ってしまう。継続するというのが、一番課題だと思う。

(深谷委員)

Q：保護者向けの今後の事業展開にあたって、授業参観などで保護者が見る機会はあるのか。

A：各教室に電子黒板があり、タブレットもあるので、授業参観に行くと必ずそういう場面に接する。保護者の方は、「こうゆう時代なんだね、私達が子どもの時これだったらもっとよかったのに」という感想がほとんどで、それを見てやっと理解される。学校に来ない保護者の方からクレームが出る。現状がきちっと理解されていないといえる。

Q：やればやるほど、格差というものが出てきたとき、教育委員会の対応が必要な状況となるか。

A：なると思う。子どもたちの中にも、苦手だという子と、どんどん出来る子がいる。使い方は子どもたちの方が先生なので、3人1グループなどで子どもたちで活動するときに使うと、子ども同士で教え合ってしまうし、子どもから教えてもらった方がよくわかる。先生は使い方より授業をしてくださいというスタンスである。

(石堂副委員長)

Q：全校高速化は学校だけのものか。ハード的な問題は克服されているのか。

A：学校のネットワークと市のネットワークは切り離してある。学習系はもともと切り離してある。現在は10拠点の出口をとってそれぞれ1Gという形である。現在は苦情なく、情報委員会もスムーズに行われる。インフラありきなので、そこをきちんと強固なものにしておけば、タブレットでないデバイスとなっても継続していけると思う。

(大寺委員長)

Q：本市がこれから導入するにあたって、教育的技術論的キーパーソンとなるのはどのような人と

なるか。

A：もともとあった情報委員会から導入・運用委員というのを何人か出したが、敢えてタブレットを入れたくない（パソコンのままでいい）というアンチのひとと、入れたいという人を現場から入れた（学校に依頼すると教頭先生や空いている先生が選ばれるが、実際に現場の先生でないとキーパーソンにならないので気をつけないといけない）。

（加藤委員）

Q：AIに負けない人材を、と言われるが、導入にあたってのきっかけとなったか。

A：始まりは平成26年度で、PC教室の更新の際、PCはタブレットより高価なので、ほかの方法を考えタブレットが出てきた。その後、特別支援の先生からタブレットの効果を聞き、より良い学びにつなげることができるということで今に至っている。

AIとかSociety5.0への関連というのは、台数を増やす予算付けのきっかけとして市の政策に乗せたというイメージであるが、実際に説得力がある。

Q：伊那市ではスマート農業やスマート林業というのは、実際に活用している企業などあるのか。

A：検証段階である。スマート農業は、コストが見合ってきていない。長野県は米どころであるが、田んぼなど1区画が小さいので田舎だと組合を作るが、組合員が引退された方たちであり、何千万円もするトラクターはちょっと…というのがあるので、コストの部分で引っかかっていると思う。



（伊那市議会議場）

【各委員の調査所感】

(大寺委員長)

伊那市では平成 26 年から ICT 環境整備と実証事業に取り組んでいる。当初は 1 台のタブレットを数名で使う形をとっていたが、なかなか児童生徒が使わないなど、効率のいい実証実験にならなかったため、1 校（実証校）に集中してタブレットを配置し、活用の実証研究を行った。その結果、効果が認められたためタブレットの数を増やしながら、普通教室への電子黒板や Wi-fi 設置等の環境整備も並行して行った。現在はタブレット約 2 5 0 0 台、全普通教室に電子黒板約 2 7 0 台、全校に高速 Wi-fi を整備している。これまでに全校 ICT 教育アワードの奨励賞や全国視聴覚協議会長賞を受賞した。また、平成 3 1 年にはソフトバンクと連携協定を結び、最近は高校との連携を進めているところである。

ICT 導入の成功には、推進のための組織作りが大切であるが、導入のキーパーソンに、あえて推進派とアンチ推進派を選び、十分に議論を重ねた経緯がある。

タブレットを iPad にしたのは iOS セキュリティシステムの費用対効果から。

子供たちが乱暴に使うて壊れないか心配したが、現在のところは問題なく使用できている。（防塵防滴ケースを装着した iPad を実際に床に落として見せ、壊れないことを証明し導入させた経緯がある）

学校の統廃合をしないで遠隔合同授業をしている事に驚き、未来の姿を予感させられた。

導入事例の中で、山間小規模校と大規模校とのオンライン合同授業や、生徒が入院している病院とのオンライン授業などの取り組みがあったが、本市における小中連携の推進や、複式学級の授業の問題解決になるのではないかと感じた。RPA や AI を導入した自治体のスマート化が進む中、教育現場にも大きな変革の時代が目の前に来ている。今回調査した先進事例に学びながら、本市における ICT の利活用について更に研究を進めたい。

(石堂副委員長)

今回の行政調査視察は、本委員会の具体的調査項目に関して、「教育現場における ICT の利活用について」をテーマに、長野県伊那市、伊那市教育委員会の取り組みについて視察調査を行った。

伊那市は、人口が約 6 8, 0 0 0 人、面積が約 6 6 8 平方キロメートル余りで、須賀川市の 2 倍強の広さがある、長野県では 3 番目に広い面積の地方都市である。小学校は 1 5 校、中学校は 6 校と、学校数は、ほぼ須賀川市と同等数であった。

伊那市では、少子化人口減少による学校の小規模化に伴う、教育上の諸課題の顕在化が懸念され、その上、地域コミュニティーの核である学校が無くなることは、地域の衰退につながると考え、学校存続を大前提として、小規模校における教育課題解決のため、学校間を結ぶ遠隔合同授業の実践を行ってきたそうである。「ICT」の利活用は、「多様な意見に触れる機会の創出」「コミュニケーション能力の育成」「小 1 ・中 1 ギャップの解消」「専科教員不足のカバー」「情報リテラシーの育成」のために役立たせ、小中学校間・中学校間の授業交流を始めとして、近隣の大学、そして海外の学生との交流への拡大化という成果を残している。

伊那市の目指すところは、少子化人口減少問題などによる、地域、教育課題解決のため、また、郷土愛を育む伝統的学びを深めるため、そして、新時代で活躍できる人材の育成、先進的な学びに導くために ICT を利活用することで、子供が帰ってきたくなる、若者が定住したくなる、子育てしたくなる、若者と高齢者による「協働のまち伊那市」を創造することにあるので、「ICT」は、教育現場を含め、市政全般において、一つのツールであることが理解でき、その導入が目的では無いということが認識出来た。

今回の視察により、須賀川市においても、学校教育現場での「ICT」に関する、ハードの整備と有効利活用が、地域の宝である子供たちの将来の可能性を高めること、そして、携わっている大人も、共に成長することが可能になる、ということに大いなる確信を持つことができた。

(堂脇委員)

教育における ICT 活用の推進には、組織づくりが最も重視され、特に、サポート体制の構築がされている。具体的には、専門家による推進支援チームが組織され、テレビ会議や支援サポーターが入り、タブレットの使い方や授業での活用方法などについて、いつでも教職員の相談にこたえられる体制が整っている。ICT 活用が苦手な教職員に対しても手厚いサポートがなされている。さらに、「伊那市 ICT 活用教育推進センター」の中には、現職の教職員が構成員となり、現場の声が反映されるようになっている。

学校のカリキュラムの中には、各学年にあった活用方法が組み込まれ、明確化されている。また、指導案の中には、利用時間制限についても組み込まれ、児童・生徒には利用するにあたってのルールも決められている。教育における ICT 活用をするために、教育行政と学校が一体となって、組織を充実させ、綿密な計画を立案し、それを実施していることに感心させられた。

実際には、同じ中学校に通うことになる小学校間でテレビを通じて交流を行い、理科の実験など学習も一緒に行っている。また、実際に会っての交流もすることで、授業やコミュニケーションが円滑に行われている。遠隔合同授業により、海外の学生との交流、小中学校間の授業交流、院内学級生徒の授業参加が可能となり実践している。ICT を活用するだけでなく、人と人の関係を重視し、授業を展開していることは、肝要なことであると思った。

伊那市では、少子化に伴う人口減少によって地域コミュニティの核である学校がなくなることは地域の衰退につながると考え、学校存続を大前提とし、小規模校における教育課題解決のため学校間を結ぶ遠隔授業を実践している。説明の中で市として、「統廃合はしない。」と明確に述べていたことが印象的だった。

教育による ICT 活用は、地域の実態と将来を見越した取り組みである。この点は、ICT 活用を教育に位置づけた大きな理由の一つであると考えた。

本市で取り組むには、ICT の設備を整え、維持費を確保する上で大きな課題となる。さらに、教職員の負担を増やすことにならないような配慮やサポート体制の確立も必要となる。現代において、児童・生徒が情報技術に触れることは、社会人になった時に必要不可欠となる。万全な体制構築のための教職員と教育行政職員の増員、教育の充実のために費用の算出などの課題がある。今後 ICT 教育も含めて教育のあり方について継続調査をしていく。

(浜尾委員)

伊那市の「学校教育の情報化ビジョン 2017」では、帰ってきたくなる伊那市、暮らし続ける伊那市、子育てしたくなる伊那市を掲げ、次のことを目指している。地域を知り、地域の人とふれあい、伊那市の未来を考える人。新産業時代をリードし世界と活躍できる人。伝統を重んじ、未来を創造するイノベティブな人。それを実行する取り組みとして、ICT 推進の組織作りを行った。伊那市の伊那市新産業技術推進協議会の中に ICT 教育部会を設置、伊那市 ICT 活用教育推進センター内、伊那市教育委員会の施設係（機器整備）、学務係（授業改善）、推進支援チーム（ICT 活用教育研修室）。伊那市情報委員会には、企画研究部、広報部があり、組織を明確化している。このような組織作りが当市においても必要だと感じた。

また、パソコン、タブレットの選定においては、安価なタブレットで、アンドロイド、IOS、

Windows の OS 選定においても、セキュリティの問題などで、i o s がいいのではないかと感じた。タブレットだと、キーボード操作がという意見もあるが、それほどの問題ではないのではと思う。教職員自体が講習会の先生となり、子どもの目線で、また、指導する立場の経験をすることにより、充実した講習になるのではと感じた。教育の現場サイドでは、これからの時代を見透けたカリキュラムが、しっかり確認できる。遠隔地とのやりとりについては、学校統合等の問題にしっかり向き合った体制ができていると感じた。

組織が一体となって行っている取り組みは、本市においても見習うことの多いものだった。

(熊谷委員)

長野県伊那市では「はじめに子どもありき」の教育理念のもと、「総合的な学習の時間」「暮らしの中の食（食育）」「キャリアコンサルタント教育」の教育活動に力を入れ、地域で学び学ぶことを大切に、地域コミュニティの大切な役割を果たしている。その対策として学校の統廃合は考えておらず、少子高齢化が進む中、財政を考えると懸念を感じる。

教育現場におけるキャリア教育では特色ある活動が認められ、文部科学大臣賞表彰を3回受賞しており、学校、家庭、地域、産業界、行政が同じ思いを持ってキャリア教育に取り組んでいると感じられた。

ICT 活用教育導入では、新産業技術推進事業で経済産業省選定、総務省「地域 IoT 官民ネット」に加盟しており総額2億5000万円かかっており、アプリ、授業支援ツールが組み込まれたタブレットを平成31年度で2500台、全普通教室に電子黒板270台が整備されている。

教育現場でのIoT導入でのデメリットは結果が出せない。分からない。学校での理解に温度差があり、教員の移動でバラつきが出てしまうことであった。

須賀川市においても、多様な意見に触れる機会の創出、コミュニケーション能力の育成、小1、中1ギャップの解消、専科教員の不足カバー、情報リテラシーの育成を考え、ICT教育の導入を本格的に考えていかなければならない。

(深谷委員)

行政視察の目的は、情報化時代の中で学校教育に導入が進む「ICT教育」の成果と課題を先進自治体から学び、本市に取り入れる場合の論点整理の参考にすることにあると考えて臨んだ。私自身は、ICT教育の必要性について当市の検討状況について予備知識がなかったこともあり、視察前に、ICT教育導入の背景を知る必要があった。

2011年に文部科学省によってタブレット端末の活用を盛り込んだ「教育の情報化ビジョン」が発表され実現に向け動き出し、国も2013年「世界最先端IT国家創造宣言」において、国民がICTを通し豊かな生活を送れるよう、国民全体のICTリテラシー向上を目指すことを決定した。それに合わせ、教育の現場においても高度なICT人材の育成に力を入れることが決定され、小学校から大学まで全国の教育機関でICT導入が始まった。

同時に、それは従来のような一方的に教師が児童に教えるという授業ではなく、児童・生徒がディスカッションやプレゼンなどを通し、主体的に学ぶ教育へとシフトする動きでもあり、アクティブ・ラーニングにICTを導入することで、より効率的な情報交換ができ、高い教育的効果が得られることが期待されると。

視察先の伊那市では、平成26年にiPad約250台を1中学校に配備し実証事業の取り組みを開始。3年後に「学校教育の情報化ビジョン2017」を策定し、令和元年度において、小学校15校、中学校6校、児童生徒数5,558人対象に、iPad約250台(リース)、電子黒板約270台(購入)、

Wi-Fi 全校高速化の環境整備を完了。これに要した(する)費用は、機材費約2億5千万円、システム維持費年間約2500万円とのことである。

これだけの予算を投じて ICT 教育を行うには、理念・目的が必要である。伊那市においては「地方創成と Society 時代で活躍できる子供たちの育成 ～伊那に生きる、ここに暮らし続けるために～」と謳っている。実際、産学と一体となった「伊那市新産業技術推進協議会」が設置され、そこに ICT 教育部会が置かれるなど推進体制が構築されている。

さらに、伊那市 ICT 活用教育推進センターが設置され、教育委員会に施設係（機器整備）・学務係（授業改善）、推進支援チーム（ICT 活用教育推進活用室）を設け、学校現場の負担軽減と支援体制を整備している。さらに、市内にも「伊那市情報委員会」が設置され、企画研究部（ICT 機器の有効活用等）と広報部（HP 等での実践事例の紹介等）を置いてあるとのことである。

印象的だったのは「導入メリット（費用対効果）は」の問いに「エビデンス（証拠）で証明するのは難しい。中長期的なスパンで見えていく必要がある」との答えが返ってきたことである。一方で「確かな目標と実践のなかで成果(手ごたえ)はある」と感じられた。

当委員会においても、今後「ICT 活用教育の在り方について」さらに研究を深めて行く必要があると感じたところである。

（五十嵐委員）

平成 26 年度から ICT 環境整備と実証事業が実施された。当初は、iPad が 1 台/2～3 人、Wi-Fi が全校 1 教室からスタートし平成 31 年までに iPad が 1 セット/3 クラス（各校 1 セット約 780 台、総数約 2,500 台）、Wi-Fi が全校全館で高速化が整備された。予算的には、総額 250,000 千円、維持費 25,000 千円/年で補助金なしで一部合併特例債を活用し導入された。

今回の研修の中で一番感じだことは、伊那市においても少子化・人口減少の進行が進んでおり、これからの伊那市全体をどの様に作り上げていくかを考えたことであると思う。少子化による学校の統廃合は、コンパクトになりランニングコスト的には安く済むが地域の衰退を招くことになる。市内全域が衰退することなく活性化するためには、時代に即した ICT 教育により子どもたちの能力を伸ばし、産業・文化において魅力的なふるさとの継承と発展を担う人材を育成している事である。

今後、当市においても少子化が進行し、統廃合等の問題が発生してくると考える。未来を作り上げていく子どもたちは、地域の宝である。教育は、子どもたちの成長を促す大きな力になると考えられる。学校、家庭、地域、産業界、議会、行政が同じ考えを持ち教育に取り組んでいかなければならないと思う。キャリア教育の導入について、早い段階から協議し取り組んでいくことが大事である。メリット・デメリットを検証し、議会としてどの様に進めるべきか、検証を進めることを提言していきたい。

（加藤委員）

教育目標の中のテーマとして「暮らしの中の食（食育）」と「キャリア教育」の 2 本立てで子どもの成長を据えていた。食育では、そだてる、収穫することから調理する、そしていただくという流れを、地域や家庭がいっしょに体験していた。また「キャリア教育」では、子どもは地域で育てるという視点から、地域の産業を知り、そこに暮らす人々の歴史や文化に出会い、職場体験で働くことの意味や喜びを大人を通して学習していた。こうした教育の推進に、ICT や IoT を活用して、学校間の遠隔合同授業や、タブレットで撮った動画に文字を入れたりしてプログラミングをしたりと、これからの人材育成だと思ってきた。

伊那市の学習を調査して、ある小さな漁村の話の思い出した。それは漁業の継続と魚の消費を伸

ばすため、小学校の授業で魚の調理や料理の仕方を学習している話であった。まさに両地域とも、持続可能な社会の構築という点からみると同じ発想ではないのかと思われる。

伊那市の取組はいずれ全国的な流れになり AI 時代を生き抜く人材の育成に益々拍車がかかり、新時代をリードする担い手が育つことに期待を持った研修となった。

調査項目： 地域支えあい活動について（愛知県東海市）

【東海市の概要】

- (1) 市制施行 昭和44年4月1日
- (2) 面積 43.43 km²
- (3) 人口 114,827人（平成31年4月1日現在）
- (4) 世帯数 50,600世帯
- (5) 65歳以上人口 25,266人
- (6) 高齢化率 22.0%
- (7) 65歳以上介護認定者数 3,177人（H31.3.31現在 12.5%）

【活動のきっかけ】

平成23年高齢者実態調査（3年に1度実施）

- ・対象 東海市在住の75歳以上の方
- ・方法 民生委員による面接方式
- ・内容 高齢者の世帯状況、健康状態、生活実態について
- ・回答率 97%（約8,600件）



〈結果〉公的サービスでは担えない日々の小さな困り事を抱える高齢者が多い。
(ex. 買い物に困る(9.3%) ゴミ出しに困る(7.2%))



地域の課題を自分たちの問題として受け止め、活動していこうという意欲のある方々を応援したい。

【地域支えあい体制づくり事業】・・・活動するのは住民

地区の事は住民に聞く

今、地域で感じていること・・・もう問題には気付いている。

市内113町内会・自治会への働きかけが重要

行政からの「お願い」でなく、あくまで住民自らが必要性を感じ、話し合い、自分たちの地域を作ってほしい ⇒ 気付きを促す支援

[4つの柱]

- ①隣保活動などによる地域の見守り
- ②ボランティア等による日常生活の援助
- ③サロンの実施等による外出の機会及び住民同士の交流の場の創出
- ④市長が認める地域の高齢者福祉に資する活動

[登録団体] 平成 24 年度から始まる

団体数 : 現在 23 団体 (活動員 464 人)

構成人員 : 一団体当たり平均 20 人
(年齢層 60 代～80 代)

活動費支給額: 登録 1 年目・2 年目→上限 30 万円
3 年目以降→上限 22 万円



(支えあい体制づくり PR ワッペン)

【行政の支援】

〈気付きから行動化への支援〉

- ・実態調査をコミュニティ毎で分析し、コミュニティの会議や地区民協等で報告する。
- ・エリアを限定したアンケート調査を行い、報告会において地域に問題提起する。
- ・地域課題を考えるワークショップを実施する。

↓

地域の横のつながりにより波及効果が出てきて、地域に貢献したいという意欲のある方が増えてきた ⇒ 自主的な活動が生まれてきている。

〈支えあい団体への支援〉

- ・地域住民と顔の見える関係づくり
- ・立ち上げ・運営活動に関する支援
- ・資料や書類作成の支援

ガイドブック「支えあい活動のススメ」 ⇒ 興味はあるが自分達では不安という方へ PR
(4 つの柱説明、活動内容の紹介)

【現在の主な活動】

- 見守り活動・・・各団体において、住民による声かけ、見守り訪問 (月 1 回以上)
(ベースとなる活動)
- 生活支援・・・包丁研ぎ・庭木の枝切り・除草・家具の移動・不用品の撤去廃棄・庭の水まき
ゴミ出し・障子の張り替え など
- サロン・・・歩こう会・カフェ・体操・カラオケなど

見守り活動により見えてきた地域住民の生活課題を、日常生活支援として行い、サロンの実施により引きこもっている人を外出させ交流の場へ出す

活動会員の声

「周りがみな高齢者になってきており、地域でつながっていないといけない」

「見守りをしているうちにだんだん地区の人とつながっていった。むしろ活動者同士の関係ができたのが良かった」

「生活支援をしていると、簡単なことで困っているのがわかる」

「感謝され、元気をもらって、案外いいもんだ」

【地域支えあい体制づくり事業の課題】

(1) 高齢化に伴う後継者問題（担い手不足）

(2) 町内会・自治会や各種団体との連携

ほかの団体の理解や協力がなければ、うまく進んでいかない。今後の支え合い団体の位置付けを検討していくうえでも、他団体との連携を図って各団体の役割分担をしていく必要がある。

(3) 活動拠点

自治会などが所有する集会所などを拠点としているが、今後活動団体が増えた場合の活動拠点の確保が必要

【今後の展望】

地域包括ケア推進計画 ～地域支えあい活動を中心として推進～

生活支援コーディネーター

- ・ 既存団体の支援
- ・ 新規団体立ち上げ支援

コミュニティ活動と支えあい活動

⇒支えあい団体だけで地域の中に存在すると、後継者の部分で難しくなってくるので、コミュニティの中でどのような関係性を持っていくか検討していきたい。



(視察の様子)

【質疑応答】

(加藤委員)

Q：交付金について行政側から交付しますよと始まったのか、住民側から交付して欲しいと始まったのか。

A：事業化する前から活動している団体があり、何もない状態で活動していた。推進していくうえで、多少なりとも持ち出しでなく出来る形で保障していかないと難しいのではないかとということで予算化をした。

Q：通院に係る送迎に関する予算は、どのようになっているか。

A：資料最後の交付金要綱別表、ボランティア等による日常生活の援助という大きいくくりの中で、最大6万円という形で交付している。

Q：113の自治会・町内会があるが、最終的には自治会・町内会単位で活動団体を立ち上げるという考えか。

A：理想としては全ての町内会・自治会に一つあるといいと考えているが、現実的には難しいと思うので、直近の目標として1コミュニティに3つ位、東海市は12コミュニティあるので、市内全体で36団体と考えている。

(浜尾委員)

Q：実態調査から団体の立ち上げがスピーディだが、どこでイニシアチブをとって行ったのか、団体をまとめて話したのか、個別に町内会ごとに話をしたのか。

A：実態調査を行いコンサルに分析していただいた。今後、高齢者の支援にどういったことが必要かピックアップしてもらおうと生活の支援やふれあいが必要だという事が浮かび上がってきたので、それらを重点的に進めていくことで支えあい活動を始めている。

地区ごとにワークショップを立ち上げて、住民と話し合いを進めるという形で始めている。

75歳以上の高齢者を対象とした実態調査は3年おきに行い、その都度分析と地域特性を明らかにしている。

(五十嵐委員)

Q：住民の方々が自分たちで組織化して行っている活動に対して、市が支援をしているというこ
でよろしいか。また、市民活動保険の加入状況と送迎サービスに係るガソリン代など費用につ
いてはどうしているか。補助金にかかる報告書の取り扱いについてはどうしているか。

A：市が進めたのででない、という所では、話し合いの場などでぜひどうですかと一緒に話し合
いながら、皆さんの気持ちを高めていくという形で行ってきた。最初の立ち上げは丁寧に行っ
ていたが、今は、活動していない地区の方々が気にされて、自分達でもやれるかどうか検討し
ているというのが聞こえてきており、活動が横展開につながり始めているという印象がある。
声が出たら、立ち上げに社協とともに入り、他の事例などを紹介しながらヒントを得てもらっ
ている。

市民活動保険は、市が市民の活動に対して全体に保険に加入しているものであり、何かあっ
たときには下りる保険になっている。何かあったとき心配だと、社協でのボランティア保険に
加入している団体もある。保険料については交付金からお支払いする形である。

車の送迎は実は難しいところで、有償運送の関係があるから簡単にはいかず、旅客法などに
ひっかかってうまくいかないことから、こちらからあまり細かに言わないようにしている。た
だ、ガソリン代の実費をもらっているという所もあるとは聞いている。保険に関しては運転手

が入っている個人の保険で賄う形でやっているのですが、送迎の支援はなかなか広がらない、むしろ体調を崩されてメンバーが減ったりと、希望はあるがなかなか踏み出せないと聞いている。大変難しいところである。

報告書はどんなことにいくら使ったかという報告はもらうようにしている。なんでもありだと飲食に使ってしまったりするので、一応報告を出していただき一年間の活動として精算していただいて活動の終了という整理をさせていただいている。写真やレシート添付などあまり細かくは求めていない。

(石堂副委員長)

Q：送迎に関しては、法的にグレーゾーンであるが、ボランティアという事で行っているということでもよろしいか。また、送迎の事故などは今まで無かったか。交付金の差（2年目まで上限30万円、3年目以上上限22万円）はなぜあるのか。23団体でカバーしている人口比はどの位か。

A：法的にグレーというのは本当で、この場合いくらと決めると有償運送にひっかかってしまうので、その辺りはガソリン代実費という形になっていると聞いているが、住民同士のやりとりなので、そこをどうして欲しいとか申し上げてはいない。それが正しいかどうかというのは、支えあい活動で検討課題である。また、自動車の事故などは今のところ聞いてはいない。非常に気をつけて運転していると聞いている。

交付金の差額については、最初活動するにあたって、自分たちが何者か怪しまれないようにということで、お揃いのジャンパーやビブスなど購入するものがあるだろうということで、2年目までは高くしてある。

カバー率については人口での確認を取っていないので…。

Q：送迎に関するの県や国からの指導は特になのか。

A：報告をする機会が無いからかもしれないが、今のところはない。

(熊谷委員)

Q：見守り活動をしていくなかで、要介護・支援認定に移行していくような人もいたのか。

A：そういったことは往々にしてあり、病気になったり入所したりで皆さんの見守りから離れる方もいる。皆さんには専門の分野まで行わなくて大丈夫と申し上げている。専門性が必要となった時は、バトンを渡していただきお互いに連携しながら進めていく、心配なことがあれば包括支援センターなり当課なりに連絡いただくようお願いをしてある。

(大寺委員長)

Q：活動拠点が課題ということだが、町内会に集会所などが整備されているが、それ以外に活動拠点が必要ということか。

A：公の施設として公民館、市民館、敬老の家などを中心に使っている。どうしても無いということで、借家を使うケースが昔あった。町内会で持っている集会所など、なんとか見つけてやっているという状況である。

(伊勢社会福祉課長)

Q：立ち上げの際、社会福祉協議会と連携して行うということであるが、具体的にどのような連携、役割分担で行うのか、また、今後、高齢者以外に、子育て世帯、貧困困窮問題など複合的に出てくると思われるが今後の展望を伺いたい。

A：社会福祉協議会との役割分担については、社会福祉協議会の地区担当者に立ち上げに関する会議などに出てもらい、高齢者支援課は行ける範囲で参加している。見守り活動の対象者、何歳以上にするか、独居の方にするか等を検討したり、対象者の自宅がどこにあるか地図におと

して確認するときに、社会福祉協議会が地図をもっていくなど、導入にあたっての支援を社会福祉協議会が先行して行い、高齢者支援課はそのサポートをしつつ、立ち上げに関する説明、備品等購入にあたっての交付金の説明などを行っている。

A：交付金は当課が管理しているが、人づくり、地域づくりというのはもともと社会福祉協議会の地域福祉、包括ケアシステムの中での生活支援コーディネーターの活動と、相まっているところがあることから、きれいに線引きはできないが、立ち上げのところは丁寧にいっしょにやっている。支援の見守りは社協が地域活動ということで行っているが、何かあった時は常に連絡を取り合って高齢者支援課も入っていくという分担になっている。

子ども、困窮等は、住民参加すると地域は横につながって行って、区別なく気付くようになる。世代間の分別、会話の薄さというのが見えてきて、イベントを実施するときは、子どもに参加してもらおうよう、子どもがいる世帯へ周知の案内をするなど、支え合い団体の高齢者からアプローチをするという形で、地域みんなで仲良くということを実現しようと企画をされている。

困窮については、その都度声があがってきたりする。また、空き家について、草をどうするか、というのを皆さんで話し合っていたりなど、広く地域を見ている感じがするので、そこをどうやってつないでいくかというのが、当課の課題ではある。

住民の方がよりフラットな視点で見ている。高齢者支援課での事業なので、そこは先々の課題であるが、0歳から100歳までの地域支援ということを目指していることから、実現に向けていきたいと思っている。

【各委員の調査所感】

(大寺正晃委員長)

公的サービスでは担えない日常の小さな困りごと等を解決するための「地域支えあい体制づくり事業」。

事業の4つの柱は、1、隣保活動などによる地域の見守り 2、ボランティア等による日常生活の援助 3、サロンの実施等による外出の機会及び住民同士の交流の場の創出 4、市長が認める地域の高齢者福祉に資する活動。

地区の事は住民に聞くというスタンスで実態調査を行っている。

気づきを促す支援として、行政からのお願いではなく、あくまで住民自らが必要性を感じ話し合い自分たちの地域を作ってもらえるような事業展開に魅力を感じた。

支えあい団体への支援では、地域住民と顔の見える関係づくりから取り組み、その後立ち上げや運営に関する支援、資料や書類作成の支援をしている。

東海市では、住民第一の姿勢が職員一人一人に浸透しているように感じた。

団体の活動内容は、本市における老人会などの活動と類似点があった。また、高齢化に伴う担い手不足の課題も本市と似たような状況だった。

訪問活動を資源物回収の日に実施したり、安否確認カードを作成して住民に協力してもらう活動など、本市においてもすぐに取り組めるような興味深い活動があったので、当局や地域に提案したい。

また、有償ボランティアや移動支援サービスについては、更に調査研究を進めたい。

(石堂正章副委員長)

今回の行政調査視察は、本委員会の具体的調査項目に関し、「地域支えあい活動について」をテーマに、愛知県東海市の取り組みについて視察調査を行った。

東海市は、人口が約114,000人強、面積が約43平方キロメートル余り、昭和44年4月に上野町、横須賀町の2町が合併して誕生し、昨年、市政50周年を迎え、2027年には、リニア新幹線の開通が予定されている。人口動静は、合計特殊出生率が1.82と、国の1.42(2018年)を上回り、40歳以下の人口が多く、高齢化率は22.0%、愛知県が24.9%ということなので、ある意味では活気ある町であると考えられる。

一方で、3年毎に実施している高齢者実態調査(対象は75歳以上)、平成23年度の集計から、単身者13.2%、高齢者のみの世帯25.2%、社会参加をしていない43.1%、日常の小さな困り事を抱えることが多い、との結果が出た。この状況を踏まえ、「地域支えあい体制づくり事業」を立ち上げ、「隣保活動による地域の見守り」「ボランティアによる日常生活の援助」「サロンの実施による外出の機会や住民同士の交流の場の創出」などを柱として、「気づき」を促す支援を展開している。

東海市が目指すところは、行政からの「お願い」ではなく、あくまで住民自らが必要性を感じ、話し合い、自分たちの地域をつくらせていただきたい、ということだそうである。

地域支えあい活動登録団体を認定し、補助金交付、立ち上げ、資料や書類作成を含む運営活動に関する支援を行い、支えあい団体への手厚い手助けをしているということなので、望ましい姿が具現化されていると感じた。

課題としては、地域支えあい活動登録団体の構成員の高齢化に伴う後継者問題(担い手不足)、町内会・自治会や各種団体との連携に関する問題、活動拠点の設定問題などである。

今回の視察により、改めて、高齢者支援課という組織の存在、地域のことは地域の住民が率先し

て解決に向かって団結していくことが重要であると再認識した。

(堂脇明奈委員)

東海市では、高齢者実態調査を行った結果、公的サービスでは担えない買い物やゴミ出しに困るなど、日常の小さな困りごとに焦点をあて解決策として「地域支えあい体制づくり事業」を開始した。地域や高齢者にとって、この日常の小さな困りごとが生活上の一番の問題点ではないかと思う。そこに行政が着目し、住民主体で取り組んでいく事業として位置づけたことは、住民本位の行政であると考え。ただ、行政はあくまでも立ち上げや運営活動などの支援に徹している。23 団体も登録となったことは、地域住民が主体となり、地域の高齢者をよく理解し、実態にあった活動をしようにする住民意識を感じ取ることができる。住民主体とするにあたって、支援体制づくりが重要であると感じた。各団体に入り、活動についての問題点を住民と共に解決していくなど、きめ細かな対応がなされていた。

本市においても、少子高齢化となり、小さな困りごとはたくさんある。地域の皆さんが主体となることで、気づきにくいことにも気づくことができ、見守り活動や社会参加を通じて新たなつながりをつくるのが今後の社会に大切であると感じた。

本市では、旧市街地以外の地域で見守り活動やコミュニティ活動を広げていくために課題があると考え。今後も実態を調査し、今回の視察を参考に本市にあった取り組みを考えていく。

(浜尾一美委員)

東海市は名古屋及びその空港の間に位置し、立地面、アクセス面においても好条件にある。また、若い世代の市民が増えており、人口増加につながっている。

こうした背景がある中、3年に1回の高齢者実態調査において、75歳以上の方の抱えている問題がわかってきた。どの地域でもあることだが、公共サービスでは担えない日常の小さな困りごと。買い物に困る。ゴミ出しに困るといったもの。この問題に東海市では、コンサルタント等の利用により、この事業が始まった。現在は23 団体になっている。地域の見守りや、日常の援助、サロンの実施、高齢福祉の活動。当市においてもいろいろな活動をしている団体があり、サロン活動を行っている団体が36 団体くらいあったと思う。市町村、社会福祉協議会等のバックアップは不可欠だと感じた。この東海市の取組は、当市においても実現可能であり、継続して行って欲しい事業だと感じた。

(熊谷勝幸委員)

東海市には113 町内会、自治会があり行政からの「お願い」ではなく、あくまでも住民自らが必要性を感じ、話し合いを行い、自分たちで地域をつかってほしいとの思いで気づきを促す支援を行っている。

地域支えあい体制づくり事業では、4つの柱を町内会、自治会エリアごとに行い、地域の見守り、日常生活の援助、サロンの実施（交流の場の創出）、高齢者福祉に資する活動で平成24年度から始まり、現在23 団体あり、一団体当たり平均20人。東海市の行政サービスがある他に活動を行っている活動団体は60歳～80歳のメンバーが多く高齢化も進んでいる現状に危機感を感じられる。

団体は活動費の支給を受けることができ、1年目2年目上限30万円、3年目より上限22万円で運営が成り立っている。コミュニティの希薄化が問題になる中での地域住民主体の支えあい活動を行っていることに驚きを感じた。

須賀川市においても東海市の支えあい活動を取り入れ、地域コミュニティの活性化や高齢者の生活不活発病などの予防につなげ、真剣に考えていかなければならない。

(深谷政憲委員)

行政視察の目的は、急速に高齢化が進む地域社会において、住民主体の支えあい活動が不可欠であり、当市で事業展開・発展していくうえで、東海市における「組織作り活動内容」に学ぶことにある。

研修から、非常に大切(必要)と思ったのは、東海市が行った「平成 23 年度 高齢者実態調査」である。調査自体は、多くの自治体でも実施されていると思われるが、東海市は、75 才以上の高齢者全員を対象に、民生委員による面接方式により、①世帯状況、②健康状態、③生活実態を調査し、回答率 97% (約 8,600 件) の実績で、言わば全数調査したことにある。そして、結果から「現状と課題」を実感したことではないか。

調査結果は、単身者 13.2% (1,135 世帯)、高齢者のみ世帯 25.2%、さらに、体調がすぐれない 38.4%、社会参加をしていない 43.1%、日常生活での困りごとでは、①買い物 9.3%、②ゴミ出し 7.2%、それをきちんと受け止め、取り組みが始まったと推察できた。「公共サービスでは担えない、日常の小さな困りごとを解決できるのは、お隣さんしかいないでしょう！」のスローガンで、「地域支えあい体制づくり事業」始まる。

市の姿勢として、「地区のことは住民に聞く」、地理的・歴史的・文化的特性があることを踏まえながら、行政からの「お願い」でなく、あくまで住民自らが必要性を感じ、話し合い、自分たちの地域をつくって欲しい。と言う姿勢を明確にし、市内 113 町内会・自治会へ展開して行ったことは参考にすべき点である。

平成 24 年から開始された「地域支えあい体制づくり事業」の参加は、令和元年で 23 団体 (平均 20 人) となり活動の輪が広がっているようである。

市は「気付きから行動化への支援」を念頭に、3 年に 1 回の実態調査継続実施、調査結果をコミュニティ毎に分析し、コミュニティの会議や地区協議会で報告・問題提起し、地域課題を考えるワークショップを実施。地域住民と顔の見える関係づくりを行っている点も、当市で取り組むうえで大事なことと思われる。

また、立ち上げ・運営に関する支援体制も整備され、資料や書類作成の支援も行われている。なお、活動助成金は、1 年目・2 年目が上限 30 万円、3 年目以降が 22 万円上限とのことである。

最後に、具体的な地域活動をとおしての人と人のつながりができ、なにより活動者同士の関係ができたことが良かった、感謝され元気をもらったとの声が多く聞かれるとのことである。同時に、活動者の高齢化に伴う後継者問題、町内会・自治会との連携、活動拠点 (交流の場) の課題も出てきているとのことで、今後行政の支援が不可欠であることを感じた。

(五十嵐伸委員)

この活動の取組は、行政からの「お願い」ではなくて、あくまで住民自らが必要性を感じ、話し合い、自分たちの地域を作ってほしいとの考えからスタートした。当市においても同等の事業、高齢者サロン事業や社会福祉協議会等による取組があるが、行政がメインになり住民自らが積極的に行動している状況ではないと思われる。行政が主体となると活動が単発的になり、長続きしないことが多くなるし、予算額が絡んでくるので、行政は住民に寄り添い住民自らの活動に支援をすることを心掛けることが一番大切であると私は考える。

質疑の中で、東海市の地域支えあい活動は、メリット・デメリットは当然あるが、全体的にはメ

リットが多く、活動団体、構成人数も少しずつではあるが増加傾向にある。行政も当初はお手伝いするが、活動については独自性に任せている。予算的にも登録1年目・2年目を上限30万円、3年目以上は上限22万円。事業報告についても4つの条件が合えば、簡単な報告書でよしとしている。非常に高齢者に対し、取り組みやすい事業になっている。

地域により取組としてはいろいろな考えはあるが、一番は住民自らが取り組みやすい事業にすること、予算についても、行政は当初立ち上げ時の支援位で止め、後は活動団体に任せていくことが継続していくためには大事であると考えている。

私としても活動のきっかけとなる事案を提言していければと考えている。

(加藤和記委員)

今回の行政調査は、これまでの私の考えを実現している取り組みになっていて、大いに共鳴することができた。これまで何度か提案してきた事が実施されていた。

それは、行政区や地域の中に高齢者の支援組織がつけられており、そこに行政から予算的な支援も行われており、中でも注目したのは買い物や通院等の車の送迎が実施されていたこと。また、見回りや声掛けも行われており、災害時には大きな力となるものと思ってきた。一般質問等でも行政区等への交付金の支援を伺ってきたが、実現できなかった。が、やる気になれば可能だと実感してきた。本市においても、「地域包括ケア」を考えたら、こうした先進事例等を本気で検討してもらいたいと、強く願うものである。

今、私は、車の免許返納者対策として、返納後の買い物や通院の送迎を地域の中で実現するために、地域の中での組織づくりや予算的な支援等を提言していきたいと考えている。当局においては地域力を信用していただいて、協働のまちづくりを推進することを強く提言したいと思う。



(東海市役所前)

委員会名	議会広報常任委員会	調査期日	令和2年 2月4日～5日	調査先	宮城県利府町、 岩手県奥州市
参加者	委員長 溝井 光夫 委員 鈴木 洋二、堂脇 明奈、斉藤 秀幸 高橋 邦彦、浜尾 一美、熊谷 勝幸、小野 裕史 随行事務局 渡辺 靖子、須釜 千春				

調査事項：議会広報について

【宮城県利府町の概要】

- 1 町制施行 昭和42年10月1日
- 2 面積 44.89km²
- 3 人口 36,081人 (令和2年1月末日現在)

【議会広報誌の概要】

- 1 名称 りふ議会だより
- 2 発行回数 年4回(定例会毎)
- 3 発行部数 13,750部
- 4 配布先 全世帯、関係機関及び団体、その他議長が必要とみとめるもの
- 5 発行経費 1,467千円
- 6 規格 サイズ：A4版
11字詰め、34行、6段組
ページ数：20～34ページ(ページ数により印刷金額変動)
- 7 編集者 議会広報常任委員会
(副議長、議員6名)
- 8 記事の編集 表記方法は、議事録を住民語(住民が分かりやすい言葉)に翻訳するよう努めており、文体はリード文のみ「です・ます調」、それ以外は「だ・である調」としている。



原稿(一般質問、「住民の声」以外)ごとに委員の担当制にしており、一般質問は質問者1人あたり1ページとし、質問者が質問内容を要約した原稿を委員会に提出する。「住民の声」は、委員の輪番制により町民に原稿作成を依頼している。

レイアウトは、一般質問ページはおおよそパターンが決まっているため事務

局で行い、それ以外は原則としてページ担当委員が行う。

- 9 表紙写真 まずは議会だよりを手にとってもらうことを意識して、被写体に子供を多用している。
- 10 今後の課題 完成度が高いという自負はあるが、より町民に分かりやすい議会だよりにするためにはどうしたら良いか、今後の委員会で検討していく予定である。
- 11 特徴的な記事

(1) 追跡レポート（平成18年～）

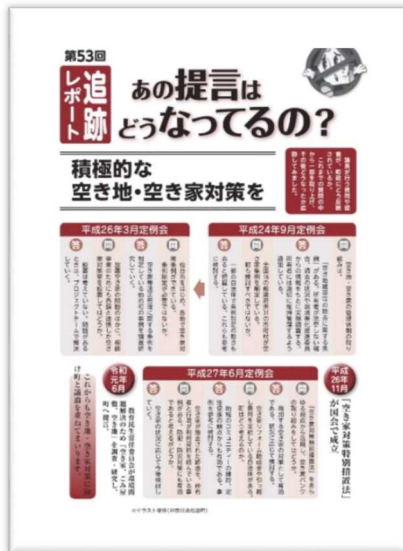
議員が過去に行った質問や提言が、その後町政にどう反映されているのかを追跡する形で掲載している。

(2) いきいき活動（平成28年～）

町内で活動している団体・サークル等を紹介するとともに、議会に対する意見をもらう。委員が自ら質問するインタビュー形式で実施している。

(3) 住民の声（平成18年～（前身の「私のひとこと」は平成14年～））

委員の輪番制により、町民に原稿作成を依頼している。平成28年3月定例会号から、年間でテーマを設定（令和元年度は「オリンピック in RIFU」）し、全4回のシリーズ化に変更した。



追跡レポート



いきいき活動



住民の声

【編集スケジュール】（委員会開催は3回）

<p>《委員会 1回目》 （定例会5日前）</p>	<p>ページ数、レイアウト、掲載内容、記事分担等の検討</p>
<p>議事録納品 （定例会閉会后1日目）</p>	<p>原稿作成時の参考として、一般質問者と委員に議事録のコピーを配付</p>
<p>原稿提出期限 （定例会閉会后12日目）</p>	<p>一般質問と予算・決算討論原稿の提出締め切り</p>
<p>《委員会 2回目》 （定例会閉会后13日目）</p>	<p>編集作業</p>
<p>《委員会 予備日》 （定例会閉会后14日目）</p>	
<p>原稿入稿 （定例会閉会后17～18日目）</p>	<p>町から委託業者に入稿</p>
<p>初校原稿受理 （定例会閉会后25日目）</p>	<p>委託業者から町へ納品</p>
<p>初校原稿配付 （定例会閉会后26日目）</p>	<p>委員自宅に初校原稿配付</p>
<p>《委員会 3回目》 （定例会閉会后27日目）</p>	<p>校正作業を行い、校正後の初校を業者に入稿</p>



利府町：視察の様子

【質疑応答】

(浜尾一美委員)

Q：表紙写真の撮影手法をお聞きしたい。

A：例えば小学校の運動会を撮影する場合は、予め担当課に許可をもらい、撮影に適した場所の確認や、構図を考えておく等の準備をしている。

カメラについては議会事務局の備品もあるが、使い慣れたものが良いため、自分のものを使用し、オート機能は使用せずマニュアル設定で絞り値の調整を大切にしている。

(斉藤秀幸委員)

Q：追跡レポートで取り上げる一般質問の内容は、こういった基準で選定しているのか。

A：議会事務局で項目ごとに一般質問の経過を管理してもらっており、町民の関心度や発行時季を考慮したうえで委員長が選定している。

(小野裕史委員)

Q：議会クリニックの内容について教えていただきたい。

A：全委員が受けるのは年に一度、県の議会広報研修会。その他、希望者は東京で開催される研修にも参加している。

専門家のアドバイスを受けることは大変意義があると考えており、一部委員の参加だった研修の場合はその内容を持ち帰り、委員会で共有するようにしている。

(熊谷勝幸委員)

Q：「いきいき活動」に掲載する団体は、募集をかけているのか、それとも自薦なのか。

A：町が実施する「まちづくり支援金」という補助を受けている団体の中から抽出し、お声かけしている。

(堂脇明奈委員)

Q：記事の見出しについて、要旨を変えることなく、難しい言葉を分かりやすく表現するために気を付けていることは。

A：議会の専門用語は、中学生でも分かるような口語体を意識して変換している。

見出しは、その記事を読んでもらえるかどうかに関わる重要な部分であるため、文字のサイズも大きく、かつやわらかい表現が必要。発行者側の「伝えたい」よりも読者側の「読みたい」という気持ちを大切にしなければならない。

(高橋邦彦委員)

Q：編集後記の廃止と、「住民の声」を掲載するようになってからの町民の反応は。

A：編集後記はエッセイになってしまっただけで、どうしても毎年同じような内容になってしまう。思い切って廃止したことで、レイアウト面において改善されたと考えている。また、廃止したことに対する町民からの意見等は無かった。

「住民の声」は、平成28年からテーマ設定を行ったことで、そのテーマに関する町の取り組みと重ね合わせながら読むことができるようになり、プラスに働いたと感じている。

(鈴木洋二副委員長)

Q：議会だよりと市の広報紙の差別化という観点で気を付けていることは。

A：町の広報は「お知らせ」、議会だよりは「議会で審議した内容」を掲載するというので、そもそも性格が違っていると認識しており、気を付けているのは表紙写真が重複しないようにすることくらいである。

町民からは「議会だよりを読めば町のことが分かる」という評価をいただいている。

Q：ページ数に対し、制作コストが大変安価な印象であるが、契約状況の詳細を伺いたい。

A：複数年契約のため、3年に一度入札を行っており、約30年前に落札した業者が継続して落札している状況。「りふ議会だより」が過去何度も受賞しているということもあり、業者も熱い思いを持って臨んでいるのではないかと推察している。

(溝井光夫委員長)

Q：余白部分が多いことで読んでもらいやすくなるということだが、掲載可能文字が少なくなるという点で、不都合は生じていないか。

A：一般質問の全文に対して掲載できる文字数はごくわずかであるが、まずは読んでもらえるかどうか重要であるため、余白部分を多く取り、見やすさを優先させている。全国の受賞広報紙を見ても、やはり余白を意識しているようである。

なお、一般質問の全文を読みたい方のために、ホームページにアクセスできるQRコードを記載している。

(事務局：須釜千春)

Q：議会広報クリニックについて、その開催内容を詳しくお聞きしたい。

A：県の町村議会議長会主催で毎年開催されており、研修会の中で良い点・悪い点を専門の講師が指摘してくれるため、大変参考になっている。

また、「地方議会人」という雑誌で取り上げられることがあり、その中で講評をいただく形でのクリニックもある。

【各委員の所感】

[溝井光夫委員長]

利府町の議会だよりは、平成29年度に町村議会広報全国コンクールで最優秀賞を受賞、平成30年度は同コンクールで優良賞を受賞するなど、これまでに数々の受賞歴がある議会だよりです。

昭和51年5月議会だよりの創刊からの取り組みを見ると、アンケート調査の実施、刷色の変更、サイズの変更、一般質問掲載方法の検討、町民による「私のひとこと」掲載、追跡レポート掲載、表紙写真を委員が撮影、完全フルカラーへの変更、町内サークルの紹介などと常に改善に向けた努力の跡が分かりました。

中でも昭和58年から地方議会人の議会広報クリニックをこれまで幾度も受けており、このことによって「伝える議会だより」から「見てもらえる議会だより」になっていったことを聞きました。

私たち議会側があれもこれもと盛沢山掲載しても、それが読んでもらえないのでは空しいことで、編集者側の自己満足になってはいなかったかと、振り返る機会となりました。

利府町が受けたクリニックの例では、文字数を減らしポイントのみを掲載、中・高校生に分かる言葉遣い、空間の活用(約20%)、議案をそのままではなく内容が分かる見出しに、写真やイラストの活用などがあり、その結果として見る側にとって手に取りたくなるような、そして見やすい紙面構成になっていると感じました。

クリニックを受けるには東京方面に出張し、受講料も発生するとのことですが、より良い紙面にするためには、そのような経費を惜しんではいけないと思うので、今後委員会の中で検討していくべきではないかと思いました。

また、表紙の写真も委員が当番により撮影しているが、表紙のどの場所に掲載するかなど、イメージしながら撮影していることも聞きました。私たちも編集にあたっては、読む側の目線で写真撮影をしたり、文面の工夫をしたりといった取り組みが必要であると感じました。

[鈴木洋二副委員長]

利府町の議会だよりは議会広報の使命を、審議の結果だけではなく、経過と内容をわかりやすく、正確に住民に伝えることとしています。

レイアウトは、余裕のある紙面づくりをしています。1ページあたりの目安として文章40%・見出し写真40%・余白20%です。「余白は無駄ではない」とし、見やすい構成になっています。

ページ構成も、関連写真か表を入れるように努めており、記事が見やすくなっています。記事の見出し(タイトル)は、簡単で住民にとって分かりやすい見出しを心掛けています(例:「町税条例の1部を改正する条例」⇨「町民税が〇%上がります」)。

一般質問の原稿は、質問・答弁すべて質問した議員本人が作成しています。一人1ページの割

り当てで、前述のレイアウトでもふれましたが、写真掲載や余白があり、読みやすい工夫がとても良いです。

特徴ある記事としては、過去の質問や提言が町政にどう反映されているのかを追跡している「追跡レポート・あの提言はどうなっているの？」があります。市民のみなさんにその後の経過を報告するために須賀川市議会広報でも取り組んでも良いページです。

また、「住民の声」を最終ページに掲載しています。年間のテーマを決めて全4回のシリーズ化にしました。書いた人も「議会だよりを見たよ」と声をかけられるようです。編集後記は面白くないでしょう、とのことで廃止したそうです。

利府町の議会だよりは、町村議会広報全国コンクールでたびたび表彰を受けています。それもあってか、指名競争入札によって発行経費が安価な状況のようです。

紙面をより良いものにするために、また住民に議会の声を届けるために、常に努力している印象を受けました。

須賀川市議会だよりも、住民に分かりやすく、手に取って見ていただける紙面づくりに努力していますが、慣例にとらわれずに新しい紙面への転換も必要だと感じました。

[堂脇明奈委員]

「町のことは議会広報を読めばわかる」と町民から言われるほど、町民が手にとって読まれている「りふ議会だより」。議会の審議結果だけではなく、経過と内容を中学生でもわかるように住民に伝えることを広報の使命としていた。レイアウトは見やすさが追求され、余白(白地)は無駄ではないとして、1ページあたり20%を目安としている。各ページは、写真か表などの資料を入れるよう努めており、視覚的に伝わりやすくなっている。記事の見出しについては、簡単でしかも明瞭な言葉で要約されている。例えば、見出しを「～を改正する条例」とはせず、条例によって「～になります」といったように条例の内容をわかりやすく表現している。表記や言葉にも注意を払い、文字数が多くならないように配慮している。議会だよりの中に「追跡レポート」のページを設け、議員が一般質問したことについて、その後どうなっているのか追跡をし、町政にどう反映されているのか簡潔に報告している。また、「いきいき活動」と題して、団体やサークルなどの紹介とともに、議会に対する意見も載せている。

本市でも取り組むことができるのではないかとと思われるところが多くあるように感じた。例えば、見出しで記事への興味をもってもらうための工夫、余白を上手に使って見やすくするなど、今後取り入れることができると感じた。ただ、余白や見出しを目立つように大きくすると、ページ数が増えることになるのではないかという懸念も生じた。現在、須賀川市議会だよりは12ページであるが、「りふ議会だより」は、30ページを超えるものとなっている。限られたページの中で、いかに市民が知りたいこと、市民に知らせたいことをバランスよく記事としていくのか、工夫していかなければいけないと思った。そして、市民のだれも見やすい、わかりやすい紙面づくりをしていく必要があると思った。

今後も改良をしていき、市民に発行が待ち遠しいと思われるような議会広報となるよう、今回の視察を活かしていく。

[齊藤秀幸委員]

利府町議会広報常任委員会のお話を聴いた中で印象に残った言葉は、「余白もデザインの一部である」「何を伝えたいかよりも、何を読みたいか。読み手の気持ちを考える」の二つである。広報委員として何かをお伝えするという立場に立つと、どうしても余白を少なく文章量にこだわりがちで、それを読み応えと思っていたが、読み手の気を惹くデザインやレイアウトもすなわち読み応えであると気付かされた。

議会広報クリニックを積極的に受け、外部識者の意見を多く取り入れている点なども参考になるほか、テーマに沿った住民の声を掲載したり、市内で活動している団体・チームなどを紹介することで、議会のからの一方向的な広報誌というより住民参加型の広報誌とすることにより、なおさら住民の皆様が手にとってもらえる紙面に繋がると感じた。

また、討論の掲載や一般質問で出された内容のその後まで追跡取材をしているなど、住民の知りたい気持ちに答えながら、改善に当たる当局のPRにも繋がる良い取り組みであり、住民と当局の橋渡し役である議員の本分にも添う良い例であることから、このような部分は我々も積極的に参考にしなければならないと考える。

[高橋邦彦委員]

利府町の議会だよりは、住民目線に立ち、「読ませる」ではなく「読みたくなる」記事づくりがコンセプトになっていた。例えば、「一般質問」の1ページあたりのレイアウトが文章40%、見出しと写真40%、余白が20%と、余裕のある紙面づくりでとても見やすく感じた。一般質問の追跡レポート（議員が行う質問や提言が町政にどう反映されているか、その後どうなったのかを調査したもの）を掲載しており、非常に興味深い取り組みだった。

議員が担当する編集後記をやめて「住民の声」を年度ごとにテーマを設定し、4回にわたり住民の皆様から意見を取り入れた記事づくりに変え、町民の皆さんからは好評のようだ。その一方で、表紙づくりを今後どのようにしていくかが課題だとのことだった。

利府町議会の委員の皆さんの「慣例からの脱却」「飽きさせない」「マンネリ化させない」紙面づくりをする熱意が重要だと感じた、意義のある視察だった。

[浜尾一美委員]

今回の視察先である利府町は、JR東日本新幹線総合車両センターやグランディ 21 といった観光集客が期待できる施設があり、役場周辺も大小の商業施設が集約されており、交通網でもJRや高速道路等のアクセス面においても良好な場所に位置している。

研修においては、利府町の議会広報常任委員会の7名全員の方に出席いただいた。

まず、広報誌を見てみると議会広報の圧倒的なボリュームと、インパクトのある表紙に目が行った。利府カラー（クリムゾンレッド）と呼ばれる色で、町民から「議会だよりの色」と認識されている。このカラーになったのは、利府町が楽天イーグルスの2軍本拠地になったことにより楽天の球団色を取り入れ、このことを議会広報でも後押しすることで決まったようだ。

この色もさることながら、表紙の写真も素晴らしかった。被写体にピントを合わせ、背景をぼかして撮影されている。担当者によると、テーマに合わせ構図を考えながら、500枚ぐらい取っているらしい。子供の写真が多く採用されている。これは、子供の写真を載せることでより多くの町民の方たちに見てもらいたいという狙いがあるという。しかし、幅広い年代の写真の載せたほうが良いのではとの意見もあるようだ。撮影者の腕もあると思うが、今後当市のカメラも広報用にバージョンアップしていただきたい。

また、中を開くと表紙と打って変わって、2色刷りになる。しかし、写真がふんだんに使われており、非常に見やすい紙面となっている。「読みたい」と思える余白作りが必要だとのことであった。また、年に1回行われている県による議会広報の講習会や、『地方議会人』の紙面の中で、広報紙が添削される方法で評価確認しているとのこと。議員個人でも、クリニック（講習）に参加されスキルアップを図っている。

一般質問に関しては、使わない言葉を決め、リズム感のある言葉遣いを心掛けている。例えば「(何々)について」の「ついて」をカットするといったことや、専門用語やお役所言葉は、なるべく日常語に置き換えるなど。

編集後記を廃止し、テーマに基づいて町民に原稿を依頼し「住民の声」として掲載している。この様に様々な取り組みを行っている利府町を視察したことで、当市議会の広報紙づくりを考えるうえで、新たな気づきがたくさんあり、参考になる良い視察となった。

[熊谷勝幸委員]

宮城県利府町では、「審議の結果だけでなく、審議の経過と内容をわかりやすく、正確に住民に伝えること」「議会と住民をつなぎ、議会活動を正しく理解してもらうこと」を議会広報の使命として取り組んでいる。町村議会広報全国コンクールや宮城県町村議会選考会で何度も受賞や入選しており、見やすく、手に取りたくなる表紙になっており感心させられた。

1ページあたりのレイアウトの目安は、文章40%、見出しや写真40%、余白に20%も残しており驚いたが、大変見やすい紙面になっており、須賀川市議会だよりもぜひ取り入れたいと思われる内容であった。記事の内容は、飽きさせない工夫として関連写真や表を入れるように努めていることで読者に理解しやすくなっており、あくまでも住民目線で編集を行っているのが感じ取れた。

原稿についても、住民がわかりやすいことばで、業界用語やお役所言葉を使わず、分かり易い言葉に翻訳している。住民が気になるような記事を盛り込んでいて、利府町内で活動している団体やサークル等を紹介する記事は、広報委員が自ら質問してインタビュー形式で行っている。年間のテーマを設定して「住民の声」も掲載している。

このような須賀川市議会だよりには無い取り組みを視察したことにより、これからの議会広報活動につなげていきたい。

[小野裕史委員]

利府町議会が発行している「りふ議会だより」は、昭和51年5月創刊で、現在まで宮城県町村議会広報選考会で特選や、町村議会広報全国コンクールにおいて優良賞、最優秀賞（第1位）を複数回受賞している。

表紙には子どもの写真や、利府町が楽天イーグルス2軍本拠地のため、楽天カラー（クリームゾンレッド）に変更したり、町内で活動している団体やサークルを紹介したりと地域密着の広報誌作りをしていることが大いに参考になった。

また、本市の議会だよりと比較するとボリュームがあり、内容的にも工夫が見られ、市民目線の内容だと感じた。特に、「追跡レポート あの提言はどうなってるの？」は、議員が行う質問や提言が、町政にどう反映されているかを追跡する内容で、本市においても参考にする必要があると感じた。

議会だよりの作成のプロセスは本市と大きな違いは無いように思われるが、広報誌のクリニックを受けたり、広報委員が広報誌づくりの研修を受けたりと積極的な活動を行っており大変参考になった。

「議会だより」を作成する際には、「伝えたい」という思いより「読みたい」と想っていただけるような内容を心がけているとのことで、このことを意識して今後の「議会だより」に活かして参りたい。

調査事項：市議会FM放送について

【岩手県奥州市の概要】

- 1 市制施行 平成18年2月20日（2市2町1村合併による）
- 2 面積 993.30 km²
- 3 人口 115,945人（令和2年1月末日現在）

【奥州エフエム放送（コミュニティエフエム）】

- 1 愛称 奥州エフエム
- 2 運営 奥州エフエム放送株式会社
- 3 開局 平成19年4月12日
- 4 放送区域 奥州市、金ヶ崎町の計44,981世帯

【市議会紹介番組「電波に乗せて！奥州市議会」について】

- 1 放送内容 年4回発行する「おうしゅう議会だより」のラジオ版という位置づけで、下記のとおり放送している。
 - (1) 定例会、臨時会、委員会等の報告
 - (2) 議会の役割、仕組み等の紹介
 - (3) 議会の活動、取組み、行事等の紹介
 - (4) その他議会への理解や関心度の向上につながる事項の紹介
- 2 放送開始日 平成29年7月6日
- 3 放送日 本放送：隔週木曜日 15時40分～15時55分
再放送：翌週火曜日 18時30分～18時45分
- 4 費用 65万円（令和元年度委託料）
- 5 放送に至るまでの流れ

打合せ

……必要に応じて実施。



放送内容がある程度固定化されていることから、シナリオ作成を含めてもごく短時間（概ね10分程度）である。

収録

……パーソナリティと出演者の日程を調整し、収録日を決定。



議員が慣れたこともあり、細かいシナリオは無くても円滑に対応できている。

放送後

……放送音源をホームページに掲載。



奥州市：視察の様子

【質疑応答】

(堂脇明奈委員)

Q：FM 放送に係る委託料の他に、何らかの経費は発生しているのか。

A：放送枠を買う形になっており、それが委託料65万円である。その他の費用は生じていない。

(浜尾一美委員)

Q：SNSの発信もしているそうだが、委員個人ではなく、議会としての発信なのか。

A：フェイスブックとツイッターのアカウントを、いずれも議会としてアカウントを取得し発信している。



FM 収録に参加した際の様子

【各委員の所感】

〔溝井光夫委員長〕

奥州市は「電波に乗せて！奥州市議会」と題して、平成29年7月に県内で初めて議会によりFM放送に取り組んでいて、放送内容は各常任委員会の取り組みを始め、まちの話題など豊富な内容により、議員全員がローテーションで出演していると聞きました。

須賀川市においてもウルトラFMの放送を開始して1年が経過し、これまで委員会においても視察などを行い、活用方法が検討されてきましたが、放送内容や出演者、経費などにおいて手探り状態の面も多く、継続的な課題となっていました。

私としては、正直なところ議会だよりの編集だけでも手がいっぱい之感があり、収録の打合わせや原稿作成は、誰がどのような方法により行うのか想像しただけでも多くの業務があると考えていたところですが、奥州市の収録作業方法と議員ローテーションの仕組みを聞き、あまり堅苦しく考えなくても良いと感じました。

今回2名の委員が実際に収録作業を経験し、それ以外の委員は見学となりましたが、パーソナリティの説明と打ち合わせはA4版のペーパー1枚だけで、時間も10分足らずと簡単なものでした。収録場所は委員会室で、準備はFMのスタッフ2名が機材を持ち込んで並べて終了、収録が始まってしまえば、パーソナリティのリードにより会話のやり取りをしているうちに、予定の30分が終わりました。

生放送ではないので、言い間違った場合は何度でもやり直せたり、不要なところはカットしたりできるため、本市で取組む場合は全議員が気軽に向き合えば良いのではと感じました。

また費用面でも隔週1回の放送で年間65万円の委託料と聞き、その程度で済むのであれば、費用対効果として問題ないのではないかと感じました。本市において費用面や議会全体でどう取り組むのかなどの協議はこれからですが、そう遠くない時期に、ウルトラFMを活用した議会からの情報発信が可能と感じました。

〔鈴木洋二副委員長〕

奥州市議会では、平成21年9月に制定した「奥州市議会基本条例」の中で議会広報について次の様に定めています。

（議会広報の充実）

- 議会は、議会広報その他の情報媒体を活用し、議会活動の周知に努めるものとする。
- 議会広報は、議会活動に対する理解を深めるための重要な情報媒体との認識のもと、その内容を充実させるよう努めるものとする。

また、奥州市議会での広報事業として次の事業を実施しています。

- 広報紙→市議会だよりの発行
- 議会中継→議場内放送・インターネット配信・ケーブルテレビ配信
- ホームページ→詳細な議会情報の発信

○SNS→フェスブック・ツイッターでの最新情報の発信

○FM放送→議員出演による議会情報の発信

上記のとおり、様々な情報発信の手段を活用していると感じました。

放送収録時は、奥州エフエムが機材を持ってきてアナウンサーが進行していきます。その場でその日のテーマに基づき打ち合わせをしていました。いつも所用時間は5分くらいとのことで、印象としては意外にあっさりやっていると感じました。穏やかな雰囲気です。普段の会話と変わらない感じでした。

当市もウルトラFMを活用した試みをして良いと思います。その過程を検証し、次の広報手段として有効であるのかを検討しても良いと思います。

課題としては、コミュニティFMの浸透がどれくらいなのかを検証する必要があると思います。また、費用面において、その他の広報媒体全体と合わせて総合的に考える必要があります。

[堂脇明奈委員]

FM ラジオを活用しての議会広報を行い、隔週1回、15分間の「電波に乗せて！奥州市議会」とコーナーを持ち、議会活動を市民へ発信している。その他にも、広報誌、ホームページをはじめ、フェイスブック、ツイッターとSNSも活用している。議会中継は、ケーブルテレビを使用するなど、情報媒体をフル活用して、市民に対して議会を身近に感じさせ、活動の周知に努めている。ケーブルテレビは、議会中継のみならず、災害時にも活用できる。このケーブルテレビの使用で、電波の届きにくく聞こえづらい地域もカバーでき、今後基地局を増やしていく予定であるとのことであった。

本放送は隔週木曜日、15時40～15時55分の日中の放送で、再放送が翌週火曜日、18時30～18時45分の夕方の放送がされている。このことで、毎週発信されることになり、働き世代へも伝えることができる。議員が、市民に「ラジオ聞きました」など声をかけていただけると、多くのリスナーの感想を聞くことができるようにしていくことが課題となっている。

視察当日、奥州市議会広報委員会委員長、副委員長とともに、須賀川市議会から2名の出演で収録に参加し、須賀川市のPRをさせていただいた。収録の中で、話題の1つとして須賀川市の銘菓を委員長へお渡しすると、見た目、形、味など、視覚情報を提供できない中でラジオ特有の情報提供が丁寧になされた。ラジオで伝える難しさを感じたが、日常的に起こっているさまざまな情報を人に伝えることを丁寧にできるようになるのではないかと感じた。

本市においても、コミュニティ局があることから利用はできると思われるが、委託費用、電波の届きにくく聞こえづらい地域への対応が求められるのではないかと感じる。議会開催中の収録方法や現在放送されているウルトラFMのリスナーの状況など参考にし、議論していく必要がある。

[斉藤秀幸委員]

奥州市議会の場合、番組枠費用のほか諸経費を込みにした年度契約によって、地元コミュニティ局が議会に出張収録をしており、また、再放送については帰宅中の聴取を狙った時間設定をし

ていることが参考となった。

須賀川市においてはウルトラ FM を活用した同様の番組を制作することが考えられるが、市民にとって議会といえば堅いイメージがあり、話も冗長になるという先入観があることから、聴取者のニーズや前後の番組のテンポに配慮した番組づくりをしなければならないと感じる。

その点において奥州市では当初は台本を用意していたが、勝手に判ってきた今では自由な発言をする事もあり、また、議会の話ばかりではなく議員個人の休日の過ごし方など、議会をより身近に感じてもらえるような話題の提供をしていることが参考となった。

〔高橋邦彦委員〕

奥州市の FM 放送は、平成 29 年 7 月 6 日から番組名「電波に乗せて！奥州市議会」として開始されました。開始直後は毎週放送していましたが、徐々にそれほどの情報量がないことが分かり、平成 30 年 2 月から隔週放送に変更されました。放送日は、隔週木曜日の 15：40～15：55 分、再放送が翌週火曜日 18：30～18：45 分で、本放送は職場などで聞けるような夕方の時間帯で、再放送は帰宅する車の中で聞けるようにするのが狙いのようなようでした。

当市議会広報常任委員会の小野委員と私の 2 人がラジオ出演させていただきました。緊張しましたが、穏やかな雰囲気でも臨むことができ、当市議会において FM 放送を取り入れる際には是非参考にしたいと感じました。奥州市の FM 放送は奥州市全域をカバーできていないのが現状で、今後、国の補助金を利用して全世帯で聞けるようにアンテナの設置を進めていく予定とのことでした。

これからは、FM 放送をより多くの方にきいていただけるように SNS と連携してリスナーを増やしていくことが大事だと感じました。奥羽市では、年間の FM 放送委託料が 65 万円とのこと、須賀川市で導入する場合は、事前に調査をして市民の皆さんに満足していただけるような番組づくりが大切だと感じました。

〔浜尾一美委員〕

今回視察に伺ったのは、議会広報として FM 放送を発信している奥州市議会。

奥州市においては、「大谷翔平選手ふるさと応援団」を設立し、議会においても試合の日には、お揃いの大谷 T シャツを着るなどしてバックアップしている。

奥州市議会では、平成 21 年 9 月に、『奥州市議会基本条例』を制定し、その中で「第 12 条 議会は、議会広報その他の情報媒体を活用し、議会活動の周知に努めるものとする。」と定めている。広報事業推進の体制として、奥州市議会広報委員会を設置し、4 つの常任委員会から 2 名ずつ選出された議員及び議長が指名した議員 1 名の計 9 名で構成されている。主な広報事業として、広報誌、議会中継、ホームページ、SNS、FM 放送等を実施している。当市議会においては、SNS、FM 放送は実施されていない。

この FM 放送は、年 4 回発行する「おうしゅう議会だより」のラジオ版として、定例会や臨時会に加え、会派や常任委員会の活動を紹介している。

『電波に乗せて！奥州市議会』という番組名で、奥州エフエムの放送局を利用して平成 29 年 7 月 6 日より放送され、今では隔週木曜日 15:40~15:55 の 15 分間放送されている。収録場所は、スタジオなどではなく、主に議会委員会室を使用している。

今回 2 月 20 日の第 23 回目の放送で、「福島県須賀川市議会広報常任委員会の皆さんを迎えて」が放送される。当委員会からは、小野委員と高橋委員が出演し、パーソナリティの高橋ゆきえさんが、奥州市議会広報委員の廣野委員と飯坂委員とともに会話のやり取りをした。収録では、須賀川のご当地食レポからウルトラマンに関する話題など、紙面では伝えにくいことが、ラジオを通して市民の皆様へ伝えることができるのだと感じた。様々な企画を通して、議会を知ってもらう取り組みを行っていることが分かった。

また、奥州市議会においては、FM 放送に係る費用が年間 65 万円であり、広報事業予算の約 4.7% でしかなかった。これは、打ち合わせの時間をあまり取らない収録という形をとっているのと、委員会室を使用するといった既存の施設を使うことで抑えられた金額だと思う。

様々な媒体や方法で、市民に議会を知ってもらう取り組みは、開かれた議会として必要なことだと感じた。須賀川市にもコミュニティ FM があることから、議会を知っていただく上手な活用を考えていきたい。

[熊谷勝幸委員]

岩手県奥州市では、議会の情報発信として市議会だよりの発行や議会中継を行っている。議会中継は、インターネット配信とケーブルテレビでの配信も行っており、防災広報にも一役買っている。また、ホームページでは詳細な議会情報を発信している。SNS では、最新の情報をリアルタイムで発信している。

奥州市市議会では議員全員がタブレット端末を貸与されており、今回の視察中も、情報交換の際にタブレット端末を開き須賀川市のホームページを閲覧していたことに驚いた。当市議会でもタブレット端末を導入する時期だと感じさせられた。

FM 放送では議員が出演し、議会の情報が発信されている。放送は本放送と再放送で情報発信している。奥州市市議会の皆さんは収録に慣れているため、当市議会広報委員との収録も和やかに終えることができた。当市においてもコミュニティ FM 放送を有効に活用し、情報を発信して少しでも興味を持ってもらえる議会広報にしていきたいと思う。

[小野裕史委員]

奥州市議会では、平成 29 年 7 月 6 日より「電波に乗せて！奥州市議会」という番組名で、隔週木曜日（本放送）、翌週火曜日（再放送）の 15 分番組を放送している。

主な放送内容は、

- ◇定例会・臨時会・委員会等の報告
- ◇議会の役割、仕組み等の紹介
- ◇議会の活動、取組み、行事等の紹介

◇その他議会への理解、関心度の向上につながる事項の紹介

等であり、議会活動の周知に努めている。出演者は、ローテーションですべての議員が担当しており、予算は年間で65万円である。

議会の内容や活動を広く市民の皆様に伝えることはとても重要であり、FM放送は、作業中や車の移動中にも聴けることで、紙媒体の「議会だより」と違ったつながりが期待され、大変有効なツールであると思われる。

今回の奥州市議会の事例を参考にし、本市においても今後、多方面から課題、問題点等を含め、議会全体でしっかりと話し合い、昨年開局した「ウルトラ FM」を活用した放送を検討すべきと考える。

委員会名	議会運営委員会	調査期日	令和2年 1月27日～28日	調査先	静岡県袋井市 埼玉県富士見市
参加者	委員長 鈴木正勝 副委員長 大柿貞夫 委員 鈴木洋二 深谷政憲 石堂正章 大寺正晃 佐藤瞭二 市村喜雄 議長 五十嵐伸 随行事務局 松谷光晃 藤田昌利				

《視察項目》

議会改革の取組について（静岡県袋井市）



【視察時の様子：委員長挨拶】

《袋井市の概要》

(1) 人口 88,510人
(令和元年11月1日現在)

(2) 世帯数 35,018世帯
(令和元年11月1日現在)

(3) 面積 108.33km²

1 袋井市の概要

袋井市は静岡県の西部に位置し、平成17年に旧袋井市、旧浅羽町の1市1町が合併し、現在の袋井市が発足した。

市内には、東海道新幹線、東海道本線、東名高速道路、国道1号線などの主要な交通路が横断し、さらに、ハウス食品やパナソニック、ヤマハ発動機など、有名企業の関連会社が立地している。加えて、市が区画整理事業を推進した影響もあり、人口増加率、出生率、年少人口割合などが静岡県内で最も高くなっている。

また、市内に立地する静岡県小笠山総合運動公園スタジアム（愛称：エコパスタジアム）では、ラグビーワールドカップ2019日本大会において、日本対アイルランド戦を含めた4試合が行われたほか、東海道五十三次のうち、江戸、京都間の中間地点である27番目の宿場町であったことから、「東海道五十三次『どまん中』ふくろい」と銘打った取組にも力を入れている。



【東海道五十三次をモチーフとした画像を活用した研修資料】

2 議会改革に向けた組織の設置

(1) 議会改革研究会

袋井市議会においては、過去に様々な議会改革に向けた取組が行われてきたが、いずれも個々によるもので単発的であった。

そのため、組織的に議会改革に取り組むことを目的に、平成23年度に「議会改革研究会」を発足。議会改革に関する調査・研究を行い、下記の10項目を当時の議長に提言した。



【袋井市議会事務局職員による研修の様子】

- ① 議決事件の追加
- ② 議長の任期2年制
- ③ 議員間討議
- ④ 海外研修のルール化
- ⑤ 一般質問の一問一答方式導入
- ⑥ 代表質問の導入
- ⑦ 常任委員会の在り方検討
- ⑧ 議会報告会の開催
- ⑨ 議会基本条例の制定
- ⑩ その他

(2) 議会改革特別委員会

上記の提言を受け、「議会改革研究会」を「議会改革特別委員会」に格上げし、3か年にわたり、議会改革に向けた取組をさらに推進した。

⇒平成24年度：議会改革研究会の10項目の提言について、実現に向けた協議を実施。

⇒平成25年度：議会基本条例の制定に向け、素案を策定。

⇒平成26年度：策定した議会基本条例（素案）の各条項における具体的運用について検討。

※議会基本条例については、平成27年度に制定。

(3) 議会活性化特別委員会

令和元年6月から、議会基本条例に基づき、議会改革の取組をより一層推進するとともに、若者の政治離れや女性の政治参加などの課題解決を目的に「議会活性化特別委員会」を設置。

課題を ■重点的な検討課題 ⇒ 議員定数の検討、予算・決算特別委員会

■時代の変化による新たな課題 ⇒ 若者の政治離れ、女性の政治参加

■その他の課題 ⇒ 議会報告会の在り方（女性・若年層の取り込み）

の3つに分類し、解決に向けた調査・研究を行っている。

【議会活性化特別委員会におけるこれまでの検討内容】

これまでの検討内容	反映状況
本会議における手話通訳及び要約筆記の実施	令和元年11月定例会から実施。
議員間討議の運用	見直しを進めている。
傍聴規則の改正	現在の例規を重視し、現行のままとした。
通年議会について	先進地の状況について情報提供し、今後の方向性について議員間討議を予定。
議員定数の在り方について	

3 議会基本条例の制定

(1) 概要

議会の最高規範として平成 27 年に制定。条文の理解を促進するために逐条解説も作成した。
 なお、議会基本条例には反問権や議員間討議などについても規定されているが、その具体的な運用については、議会改革特別委員会で検討した上で、議会運営委員会で最終決定した。

(2) 条例の見直し

議会基本条例第 21 条に、条例に設定している目的の達成度について、議会運営委員会において 2 年ごとに検証を行うことと定めており、施行から 2 年後の平成 29 年度に、議会運営委員会で見直し作業を実施した。

見直しに当たっては、シートを活用し、各条文が条項に基づいた運用ができていないかを関係例規と照らし合わせながら、各会派及び無会派議員間で検証の必要性を協議。検証が必要な場合は、その具体的な理由を明記した上で、最終的に議会運営委員会で検証の有無を判断する。

【見直し用シートの例】

条文	関連する 例規	検証の必要性						検証が必要な理由	検証の有無
		自公	緑風	共産	新生	大庭	竹野		
(政務活動費) 第 7 条 会派は、政策立案及び政策提言に資するため、袋井市議会政務活動費の交付に関する条例 (平成 17 年袋井市条例第 168 号)に規定する政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うものとする。	◆袋井市議会政務活動費の交付に関する条例 ◆袋井市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則 ◆政務活動費と手引き	○	×	○	×	○	○	◆政務活動費は会派が行うものに対して活用できるとなっているが、会派には所属しているが議員個人として参加する行政関係研修などへの支出について明文化すべきではないか【自公】 ◆政務活動費の使途基準の明確化【共産】 ◆政務活動費を使用した議会報告の可否と支出基準の明確化【大庭】 ◆条文はこのままで良いが交付方法の「あらかじめ一括交付する」について検証【竹野】	

(3) 条例の効果と課題

- 効果 ⇒ 議会改革に向けた目的が明確・明瞭になる。新たな施策が立案しやすい。
- 課題 ⇒ 2 年ごとの検証は非常にタイトである。理念が高く、全てを実現するのは難しい。

4 開かれた議会に向けて

(1) 常任委員会と関係団体との意見交換の実施

平成 24 年度から常任委員会単位で関係団体との意見交換会を実施している。

【過去 3 年間の意見交換会の開催実績】

年度	所管委員会名	関係団体名	意見交換のテーマ
H29	民生文教委員会	教育委員会	幼小中一貫教育について
H30	建設経済委員会	空家等対策協議会	空き家対策について
R 元	民生文教委員会	教育委員会	外国人児童・生徒の教育

※ 民間団体と意見交換を実施した場合、「議会ですら行動してもらえないのか」という答えが求められる場合があり、事前の構想やその後の展開といった制度設計が重要である。

(2) 議会報告会の開催

市民に市政や市議会活動に対する理解を深めてもらうことを目的に、平成 26 年から議員による議会報告会を実施している。企画や運営など、全般にわたり議員が自ら実施しており、議会からの報告事項とフリートークが基本的な内容となっている。現在までに計 6 回開催し、多い時で約 70 人の市民が参加している。

なお、第 3 回目以降は、平成 27 年に制定した議会基本条例に基づいて開催している。

(3) 市議会議員と話そう

ア 開催の経緯

議会報告会の参加者が、高齢者に偏る傾向があるという反省点を踏まえ、令和元年度は、ターゲットを若者＝高校生に絞り込み、副議長、3 常任委員会の正副委員長の計 7 名で組織する議会報告会企画委員会が市内の高校との意見交換会「市議会議員と話そう」を企画した。

イ 目的

- ① 若者に議会への関心を持ってもらうこと
- ② 政治・行政・選挙等に対する理解を深めてもらうこと
- ③ 高校生の考えを聞き、今後の政策及び提言に反映させること

ウ 根拠

袋井市議会基本条例第 10 条に位置付け。

「議会は、議会の活動状況を市民に報告するとともに、市政の諸課題に対処するため、市民及び議員が意見及び情報を交換する議会報告会を開催するものとする。」

エ 実施方法

令和元年度は、全議員が市内の県立高校 2 校を訪れ、「20 年後の袋井市をこんな街にしたい」と題し、高校生に気軽に意見を出してもらえるようにワールドカフェ方式で実施した。

(4) 情報公開の推進

ア 平成 22 年度分から、議長交際費の支出状況を市ホームページで公開

イ 平成 25 年度以降の政務活動費の会派ごとの使途を市ホームページ、議会だより、市役所情報公開コーナーで公開。

ウ 平成 26 年度以降の政務活動費の収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類の写しを市役所情報公開コーナーに公開。

エ 平成 26 年度以降の政務活動費の収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類の写しを、情報公開条例に基づく請求の手続きを経ることなく、誰もが公開請求できるよう条例を一部改正（平成 28 年 2 月定例会で関係条例改正案を可決）。

オ 本会議や委員会などの開催状況を明記した「議会活動日誌」を市ホームページで公開。

カ 議員報酬の額、期末手当支給率、視察研修旅費の額及び政務活動費の額を市ホームページで公開。

キ 本会議に加え、平成 26 年度以降開催の常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会の会議録を市ホームページで公開。

ク 平成 20 年から、本会議の一般質問をケーブルテレビで中継している。

5 議員定数の推移

平成 17 年 4 月：26 人 ※合併当時（旧袋井市＋旧浅羽町）

⇒ 合併協議会において、議員定数については在任特例を適用しないこととして議論を進めたが、結論には至らなかった。最終的には市長提案で「26 人とするが、今後は減少傾向で進めていく」とし、以降、改選期ごとに議会運営委員会を中心に議論を重ねてきた。

平成 21 年 4 月：22 人（4 人減）

⇒ 平成 21 年 4 月の改選に向けては、平成 20 年 3 月定例会で定数を 22 人とする発議案と定数を 23 人とする発議案が提出されたが、会派間の調整不足により、いずれも否決。その後、平成 20 年 5 月臨時会に定数を 22 人とする発議案が提出され、賛成多数で可決された。

平成 25 年 4 月：20 人（2 人減）

⇒ 平成 25 年の改選期においても、議会運営委員会で 5 回の協議を重ねたが、合意には至らなかった。この状況で、平成 24 年 9 月定例会において定数を 18 人とする発議案が提出されたが、否決。引き続き、定数を 20 人とする発議案が提出され、賛成多数で可決された。

平成 29 年 4 月：20 人（増減なし）

⇒ 任期満了間際の平成 29 年 2 月 14 日の議会運営委員会で、平成 29 年 2 月定例会に定数を 18 人とする発議案を提出したい旨の提案があったが、会派代表者会議で改選まで短期間であり時期尚早であるとされ、同月 17 日の議会運営委員会で提出しないことが決定した。

令和 3 年 4 月 ※議会活性化特別委員会で検討中

6 代表質問の運用

（1）導入の経緯

平成 25 年度の議会改革特別委員会において、袋井市議会基本条例の素案を検討していく中で、多くの委員から会派としての政策提言の必要性が訴えられ、導入が実現した。

代表質問は、11 月定例会で一般質問に先立ち行われる。9 月定例会の決算状況等を踏まえ、翌年度の施政運営に向けた会派の政策提言・提案という趣旨で実施する。

（2）基本的なルール

ア 各会派の質問時間 基本時間 20 分＋会派人数×5 分＝各会派の持ち時間（※上限 60 分）

【例】自民公明クラブ：20 分＋（10 人×5 分）≒60 分（上限）

緑 風 会：20 分＋（5 人×5 分）＝45 分

イ 会派を代表する議員は会派代表者とは限定しない。

ウ 質問の順番は抽選で決定。質問内容が重複している場合は、会派間で調整。

エ 質問の方法は、一問一答方式又は一括方式のいずれの方式でも選択可能。

オ 代表質問する事項について、同一のものを一般質問しようとする場合は、議会内で調整。

(3) 運用における具体的取り組み

ア 代表質問の通告は、一般質問と同様に事前通告制（様式は共通）。

イ 代表質問通告書の提出日時は、定例会開会に向けた議会運営委員会を開催する日の前日午後1時まで（一般質問は、定例会開会日の午後1時まで）。

ウ ヒアリングは、定例会開会に向けた議会運営委員会を開催する日の午後1時から実施。

エ 代表質問を行った議員は、一般質問ができない。

7 その他の取組

(1) 議会の議決すべき事件に関する条例の制定

地方自治法第96条第2項の規定に基づき、①袋井市総合計画基本構想、②袋井市総合計画基本計画の2件について、条例を制定し、議会の議決すべき事件とした。

(2) 正副議長等の任期

平成29年4月から、議会審議の強化を目的に、正副議長、常任委員及び議会運営委員の任期を1年から2年に延長。

■正副議長 ⇒ 申し合わせ ■常任委員、議会運営委員 ⇒ 委員会条例の改正

(3) 定例会閉会中の議会活動

喫緊の行政課題に対応するため、定例会と定例会の間に「閉会中の常任委員会」及び「全員協議会」の日程について、予め設定した（いずれも年4回）。

(4) 議員懇談会の開催

定例会の開催されない月に、全議員による議員懇談会を開催（年5回程度）。常任委員会、各種行政委員会、一部事務組合議会、会派視察研修などの状況を報告し、情報共有を図っている。

(5) 議員政治倫理規定の制定

議員の責務や政治倫理基準などを定めた規定を平成27年5月に告示、平成29年4月から施行している。

⇒■政治倫理基準の遵守

■負担金、補助金又は交付金を受けている団体の長に就任しない（努力義務） など。

(6) 市議会議員災害時行動指針の制定

地震や風水害などの災害が発生した場合、市議会議員としての行動を予め指針に定めた。

① 議員の体制 ② 基本的な対応（安否確認・登庁など）

③ 地域における行動 ④ 会議の開催

(7) 各種審議会等の委員報酬支給や会議出席に伴う費用弁償の廃止

監査委員を除き、議員として各種審議会等に出席する場合の日額報酬の支給を廃止した。また、本会議や委員会等へ議員が出席した場合の日額1,650円の費用弁償の支給を廃止した。

8 質疑応答

(鈴木正勝委員長)

Q：議員間討議とは、具体的にどのようなものをイメージしているのか。

A：議員間の議論を活発化させ、可決・否決の結論だけでなく、それまでのプロセスについても明らかにすることで、議会の説明責任を果たすことを目的としている。

様々な課題があるが、議員間討議には、合意形成を図るという目的のほか、結論が出ずとも議論を尽くすという目的があることを理解してもらえるように取り組みたいと考えている。

A：討議については、「対話」を目的としている。議員同士の場合、賛成・反対の討論になる傾向があるが、あくまでも討議であり、賛否を問わずに積極的に意見を出し合うことが目的である。

(鈴木洋二委員)

Q：議会活性化特別委員会について、3つの課題がそれぞれ連動しているとあったが、具体的にどのような連動を想定しているのか。

A：若者の政治離れ対策や女性の政治参加を促すためには、議会報告会で若者や女性に来てもらわなければ、議会の活動が伝えられない。また、議員定数については、これから若者や女性が議員を目指す場合、定数が重要な要素となることから、それぞれの課題が関連すると想定した。

Q：今後、検証する機会はあるか。

A：現在、ようやく、通年議会や議員定数の検証に入ってきたところである。現在の議員定数は20人だが、それが適正かどうか等を今後検証していくことになる。特に、現在の委員会構成は、総務が7人、その他の2つの委員会を6人で構成しているが、委員が7~8人いないと良い議論にならないとの話もあり、議論の在り方についても検証していくことになる。

(石堂正章委員)

Q：議会報告会の開催は全て議員が行っているとのことだったが、周知方法はどのように行っているか。また、議員定数削減の経緯は。

A：議会報告会の周知方法は、自治会の連合会長会議で案内したほか、広報を使って周知した。しかし、参加者が少ない一方で、高齢者の参加が多かったという反省を踏まえ、今年度はターゲットを若者に絞り、市内の2つの高校で意見交換会を実施した。

A：議員定数の削減については、平成20年3月定例会の際には、大規模会派が2つあったが過半数までは及んでおらず、改正案は否決となった。その後、議会全体で定数削減への動きが起り、22人の案で平成21年4月の改選に至ったという経緯がある。

平成25年4月の改選期については、定数を18人とする案と、20人とする案が少数会派から上がってきたが、否決された。その後、最大会派の中の1人と別の会派のベテラン議員が協議し、20人という改正案を出し、可決となった。

平成29年の改正については、急な提案であったため、会派代表者会議の取扱いとしたが、全会一致とはならず、条例改正案は提出されなかった。

Q：今年度から議会報告会の対象者を高校生に変更したが、これは参加者確保が目的か。

A：当日までは参加者数が全く見えない状況であり、当日になってみると参加者が少ない又は高齢者が多いという結果になり、さらに、一部では参加者が固定されていることから、限られた人の意見しか聴取できなかったという反省に基づき対象を絞ることとした。

Q：議員定数削減については、毎回改選期に上がっているが、市民の要望も聞いた上で、議員がそれぞれ発議している背景があるのか。

A：一貫して定数削減の改正案を提出している会派については、当然、市民の声を聞いた上で提案していると思われる。

Q：その会派は、定数削減に当たり、どの程度までの数値を目指しているのか。

A：市民の声に基づいていると思われる。ただ、現在の7人、6人、6人という常任委員会の構成で、どれだけ審査や議論ができるのかといった懸念がある。この点は、市民には理解しにくい点であり、定数がこれ以上減れば、常任委員会を減らすことも考えられ、その場合は審査も不十分になる上、市民の声が届くにくくなることも危惧される。

A：隣接する掛川市と磐田市と比べると、人口規模の割に議員定数が多いという観点から、定数削減が議論になっているものと思われる。

(鈴木洋二委員)

Q：代表質問と一般質問の違いについて、会派で代表質問を行うと、一般質問と重複する内容も出てくるのではないと思われるが、区分けはどのようにされているのか。

A：代表質問を11月定例会で実施しているが、ルールが明確にできておらず、代表質問でやるべきもの、一般質問でやるべきものという線引きが大きな課題となっている。

(市村喜雄委員)

Q：各種審議会にも議員が参加しているようだが、審議会の数を伺う。審議会は当局の諮問機関という色が強いが、そこに議員を出すことは議論にならなかったのか。また、予算・決算特別委員会は議員全員が参加するのか。決算審査と予算審査の流れはどうなっているのか。

A：審議会の数は把握していないが、都市計画審議会と公共交通会議に議員を出している。公共交通は現在非常に複雑化しており、昨年、所管事務調査を実施した経緯もあり、今年度から委員として総務委員会の委員長が出席している。現在は参加を控える傾向にあり、今後、議会として審議会に積極的に参加することにはならないと考える。

A：現在の審議会は、都市計画審議会のみである。それ以外については、公共交通会議、国民健康保険の運営協議会など、行政委員として議員から意見が欲しいというものであり、そういった団体の会議に参加する費用弁償は廃止している。予算・決算は全議員で協議できていないことが課題であり、他の先進地を参考に課題解決に進めていきたい。

(事務局)

Q：議員間討議については、賛否を決めるものではないということだが、全員協議会などの場もある中で、どのような内容を話し合うのか。

A：袋井市議会の全員協議会は、当局から報告を受けた上で協議する場となっており、議員同士が意見を出し合う場ではない。今年1月に議員間討議を行った際には、ごみ処分場に関する一部事務組合議会について、議長から議員間討議の提案があり、意見交換を行った。

Q：関係団体との意見交換会の目的は、委員会の調査に役立てることが目的か。

A：その通りである。関係団体から要望がある場合もあるが、以前、消防団員の確保などの課題について意見を聴取することが目的だった場合は、議会側から開催を依頼したこともあった。

Q：議会活動日誌について、須賀川市議会では会議録が全てだが、あえて日誌を公開するのは、本会議や委員会の概略を簡潔にホームページで紹介しているのか。

A：活動日誌なので、そこまで具体的なものではなく、簡易的なものである。

(鈴木正勝委員長)

Q：議会活動のスケジュールを予め設定するとあるが、1年分まとめて設定するのか。また、委員長会議を実施しているが、どのような形でどのような内容で実施しているのか。

A：令和2年度のスケジュールについては、2月定例会に向けての議会運営委員会が2月18日にあり、その時に年間のスケジュールを組んでいる。定例会の日程は、今の段階で1年分を組むが、最終的な決定は、6月定例会なら2月定例会前の議会運営委員会、9月定例会なら6月定例会前の議会運営委員会と、一つ前の定例会前の議会運営委員会で最終決定している。

A：常任委員長会議とは、定例会最終日に行われる委員長報告に向けて、事前に正副議長、正副常任委員長の計8名と事務局で、委員長報告の内容を確認した上で、正副議長や正副委員長から意見を伺い、相互に情報を共有するものである。

Q：代表質問と一般質問について、次年度に向けての市長の施政方針は通常3月定例会に行われると思うが、それに対する質問というのはどういった形で行われるか。

A：袋井市議会では、2月定例会の初日に市長が次年度の施政方針演説を行っている。代表質問を予算に反映させたいという考えから、11月定例会において代表質問を実施している。

A：袋井市議会では、市長は施政方針や市政報告は初日の冒頭に行うが、一般質問の通告締め切りが開会日の午後1時となっており、ほとんどの議員が、午前9時の開会前に通告を済ませているため、市長の発言を聞いた上で一般質問に反映させることはほぼない状況である。

9 所感

[鈴木正勝委員長]

袋井市議会では、平成23年に「議会改革研究会」を立ち上げ、15回の協議の中で「議会改革に関する10項目」を提言した。その後、議会改革研究会を「議会改革特別委員会」とし、平成24年度に12回、25年度に12回、26年度に9回の協議を実施し、平成27年4月に「議会基本条例」を施行した。また、平成29年の改選から施行する「議員政治倫理規定」が制定されている。

このほか「議会活性化特別委員会」を設置し、議会基本条例に基づき議会改革を一層推進するとともに、若者の政治離れや女性の政治参加等の課題解決に取り組んでいる。さらに、次期改選(令和3年4月)までの特別委員会のスケジュール(13回)を決めており、計画的な取組に感心させられた。

当市においても、①議会の権限の活用(議決事件の追加等)、②緊急時の議会対応(災害時対応、危機管理のルール等)、③住民参加の促進(多様な市民意見の把握方法等)など議会改革への取組に向けては、中期的な改革計画が求められると感じた。

[大柿貞夫副委員長]

袋井市の人口は、約88,000人と当市より約12,000人多いが、議員定数は当市より4名少ない20名で議会活動が行われている。袋井市議会における議会改革については、先進的な取組を進めていると感じたところであるが、特に、市民に寄り添い、開かれた議会活動を行っていると考えた。

中でも、常任委員会と関係団体との意見交換会の実施や市民の市政、市議会活動に対する理解を深めていただくことを目的に、議員による議会報告会を各地区に出向いて開催している点が参考となった。さらに、市内の高校へ出向き、市議会に関心を持っていただくことや政治・行政・選挙に対する理解を高めてもらうことを目的に、高校生が議員と気軽に話す機会を設けるなど、積極的な議会活動を行っている。

また、議員定数の削減についても、新袋井市として平成 17 年 4 月に 26 名でスタートし、平成 21 年 4 月には 4 人減の 22 人で、そして平成 25 年 4 月には 2 人減の 20 人となり現在に至っているが、令和 3 年 4 月に向けては、議会活性化特別委員会で検討中との事である。今後、当市の議会改革の取組を進めていくに当たり、袋井市の行政視察で学んだことを活かしたいと考えている。

[鈴木洋二委員]

袋井市議会のこれまでの議会改革における取組を見ると、平成 23 年に議会改革研究会を立ち上げ、議会改革に関する 10 項目を提言した。

その提言を受け、議会改革特別委員会で議会基本条例の策定等に向けた取組を進めた。その後、議会活性化特別委員会を設置し、議会基本条例に基づいた議会改革の取組をより一層推進するとともに、若者の政治離れや女性の政治参加を促すことに取り組んできた。

なお、袋井市議会基本条例は 2 年ごとに議会運営委員会で検証することになっている。

議会基本条例の策定の伴う効果と課題については、下記のとおり。

[効果] ・議会改革に向けた目的が明確明瞭になる ・新たな施策が立案しやすい

[課題] ・2 年ごとの検証は、非常にタイトである。 ・理念が高く全てを実現するのは難しい。

また、袋井市議会では、開かれた議会を目指して、各常任委員会と市民団体との意見交換会を実施。3 常任委員会が年度ごとに所管しているテーマを決めて各団体と意見交流を行なっている。

さらに、市民の市政、市議会活動に対する理解を深める事を目的に議会報告会を開催。議会活動の報告に加え、参加者との意見交換(フリートーク)を実施しており、議会の取組を市民に周知する良い機会であると考えている。選挙権年齢が 18 歳に引き下げられたことを踏まえ、高校生に政治に対する関心を持ってもらうため、市内の高校生との意見交換も実施している。

このほか、袋井市議会では、会派代表者による政策提言の必要性を訴えたことから、会派による代表質問を実施している。しかし、一般質問との区別が難しく、調整が必要とのことであった。

今回の視察を通じ、議会並びに議員活動の情報発信や市民から意見を聴取する取組は議会としてとても意義深い活動であると感じた。須賀川市議会でも、様々な機会の情報発信をしているが、市民との交流活動などについても検討する必要があると考える。

[深谷政憲委員]

袋井市議会における議会改革の経過については、平成 23 年度に議会改革研究会を設置し、15 回の検討会を開催し、「議会改革に関する 10 項目の提言」を行っている。そして、提言の 1 つである「議会基本条例」の制定に向け、平成 25 年 4 月の改選後に「議会改革特別委員会」を設置し、延べ 12 回の検討を経て、議会運営委員会に対し「議会基本条例(素案)」を提出。平成 26 年度に議会改革特別委員会で 9 回の検討後に「議会基本条例(最終案)」を策定し、加えて「議員政治倫理規定」が制定された(平成 27 年 5 月告示、平成 29 年 4 月施行)。

「袋井市議会基本条例」が施行されたのは平成 27 年 4 月と、検討開始から 2 年間に要しており、

議論の過程・内容に関心を持ったところである（時間の関係上質問は省略）。

基本条例は9章22条から構成されており、特徴的なのは、条文ごとに「逐条解説」を載せ市民が理解しやすい作りにしており、大いに参考になった。前文で「市民の負託に応えるべく、二元代表制のもとで、議会は、市長等とは独立・対等な立場で緊張関係を保ちつつも、相互に協力して市民の意思を市政に反映する役割を担う」とし、不断の努力を重ねることを宣言。議会および議員の活動原則と責務に関する基本的事項を明らかにしている。自分自身も身が締まる思いである。

また、昨今の若者の政治離れや女性の政治参加などの課題に取り組むために平成27年に「議会活性化特別委員会」を設置。その具体化の1つとして、選挙権が18歳に引き下げられたことを踏まえ、市内の県立高校2校で「議会議員と話そう～20年後の袋井市をこんな街にしたい～」をテーマで、交流・意見交換を実施している。

もう一つ参考になったのは、常任委員会と関係団体との意見交換の実施である。民生文教委員会では、人権擁護委員と「人権侵害に対する相談活動、人権擁護のための啓発活動」、民生児童委員と「地域の福祉課題の解決について」、教育委員会と「コミュニティスクールの推進について」等々。さらには、市民の市政、市議会活動に対する理解を深めてもらうため「議会報告会」を開催しており、議会基本条例に基づく取り組みが実践されている。

この他にも色々な取組が行われているが、それらは決して順調に進んでいるわけではなく、議会・議員には不断の努力が求められるものであると、考えを新たにさせられた行政視察となった。

[石堂正章委員]

今回は、静岡県袋井市議会の「議会改革の取り組みについて」の行政調査視察を行った。袋井市は、人口が約88,000人強、面積が約108平行キロメートル余り、高齢化率は23.1%、平均年齢が44.5歳、県平均が47.9歳ということで、県下でも「若い」町であるとのことだった。

市議会は、平成17年の合併時の議員定数26名を、以後2回の改選時に、それぞれ4名、2名と削減し、現在では20名の議員定数で活動しているとのことだった。毎回、議員自らの発案による定数削減であると伺い、素晴らしい実行力と決断力を発揮されている市議会であると感銘を受けた。

また、議会改革の主体的組織として、平成23年に「議会改革研究会」、平成24年に「議会改革特別委員会」、平成26年に制定した「議会基本条例」に基づき議会改革をより一層促進するため、また、若者の政治離れや女性の政治参加などの課題解決のために「議会活性化特別委員会」を設置した。現在も、議員間討議の運用や通年議会、議員定数の在り方などを検討しており、改革の歩みを継続している。

「開かれた議会」という視点では、常任委員会と関係団体との意見交換会、議員の自主運営による議会報告会、ワールドカフェ方式を採用した市議会議員と話そう会を開催している。

このほか、設備面では、人件費、印刷製本費の削減及び会議運営の業務効率化のため、ペーパーレス会議として「タブレット端末」を導入している。「タブレット端末」はその有用性という観点からも導入は賛同すべきところもあり、また、導入による波及効果も大きいと感じたことから、当委員会としても検討していくべきと考える。

併せて、情報公開の促進などについて、精力的に活動されていること、また議会改革を継続して検討・実践されていることは、大いに見習うべき姿であり、非常に参考にすることができた。

今後の委員会活動で活かしていくべきことが多い行政調査となった。

[大寺正晃委員]

袋井市は、平成 23 年度に議会改革の研究会を立ち上げ 10 項目を提言した。

平成 24 年度には、研究会から特別委員会に格上げし 10 項目について協議し、翌 25 年度に「議会基本条例」の素案を策定、26 年度は各条項における具体的な運用について検討し 27 年度の制定となった。

制定した議会基本条例に基づき、改革をより一層推進するために議会活性化特別委員会を設置し、課題解決に取り組んできた。

- 重点的な継続課題 議員定数の検討、予算、決算特別委員会
- 時代の変化による新たな課題 若者の政治離れ、女性の政治参加
- その他の課題 議会報告会のあり方(女性、若年層の取り込み)

の 3 点は、それぞれが関連していることから、例えば、若者の政治離れ、女性の政治参加という観点から、議員定数についての問題提起や若年層を取り込むための議会報告会などを開催している。

議員定数は平成 17 年の 26 人から現在は 20 人に改訂されているが、委員会において深い議論をするためには、最低でも 7、8 人は必要であり、また、前述のような取組からも、定数削減ありきの風潮には慎重に対応し取り組まなければならないと感じた。

袋井市から学び、今後本市においても取り組みたい事例はたくさんあるが、第 1 には市議会議員災害時行動指針の制定に取り組むたい。袋井市では指針として「議員の態勢」「基本的な対応」「地域における行動」「会議の開催」の 4 点について定めている。

これらの指針に、本市の地域特性などを考慮した項目を追加、修正することにより、制定までの時間を大幅に短縮しながらも、しっかりとした行動指針ができると考える。

第 2 には、開かれた議会のための報告会や意見交換会について取り組みたい。袋井市では、常任委員会と関係団体との意見交換会や市民への議会報告会、更にワールドカフェ方式による若者と議員の意見交換会など積極的に取り組んでいる。7 名の議会報告会企画委員により企画運営されており、本市においても提案していきたい。

第 3 には、議員定数について討議していきたい。この度の選挙が無投票であったため、市民からは定数削減の声があるが、若者や女性の政治参加や深い議論のために必要な人数など、様々な観点からの話し合いを提言していきたい。

[佐藤暲二委員]

今回、袋井市を訪問し、議会改革の取組について伺った。常に市民に向け、議会を改革推進することは必要であり、本市において検討すべき事項を教えていただいた。

特に議会基本条例は、議会の最高規範であり、その中身は重要と考えている。開かれた議会であるために、常任委員会と関係団体及び若者、女性との意見交換の実施、議会報告会の実施、議員の定数や報酬の適正な結論など、自分たちが市民から評価に値する行動を示すことにより、議会に関心を持っていただける姿勢が求められているのではないかと考える。

ただ、市民における議会への関心は薄く、まだまだ議会は、二元代表制の一翼を担う立場まで少し不足しているのではないかと感じており、努力しなければならない。

本市においても、議会改革に向け、様々に取組を進めているが、今後も先進地を視察し、研究していきたい。

〔市村喜雄委員〕

今回の調査では、常任委員会と関係団体との意見交換が特徴的であった。意見交換では、関係団体から様々な要望や要求があり、それらの意見をどのように議会活動に反映させ、如何に当局につなげていくのかという点が課題であり、議会として回答の仕方に苦慮しているとのことだった。

また、議会報告会と併せて意見交換会も行われており、議会と市民との距離感を近づけることを目的とした議会活動であった。さらに、市内の高校へ出向いての意見交換も実施しており、努力の跡を伺うことができた。

袋井市議会では、これまで、議員定数削減の議論が相当程度行われてきた経緯があるが、議員定数を少なくした結果、議会運営や議論が不十分となり、議会としての機能が果たせるのかという懸念があるとの事であった。また、予算・決算特別委員会も議員全員での運用はしていないとのことであり、これは議会としての説明責任を果たす上でも、行政評価を取り入れ、議員全員で審議する予算・決算特別委員会にすべきであると考えた。

当議会においても、行政評価との連動による委員会の充実があっても良いのではないかと考える。会派制については、代表質問の在り方、会派内議論も含めて、今後検討に値する。

〔五十嵐伸議長〕

袋井市議会では、平成23年に議会改革研究会を立ち上げ「議会改革に関する10項目を提言」に基づいて、現在まで議会改革に取り組んでいる。最初に議会の基本となる「議会基本条例」を制定しており、この条例制定により各取り組みを協議の上、決定し活動することにより市民の皆様に分かりやすい「開かれた議会」を目指している。長期的な改革であり、時代を考えながら議会運営委員会において見直し作業を実施している点は参考になった。

当市議会でも議会改革については、常日頃から各議員の意見を伺いながら開かれた議会を目指して、他市と比較しても劣らない取り組みを行っているが、今回の研修で感じてきたが、「議会基本条例」について考えさせられたところである。約2年前に議会基本条例についての特別委員会が設置され協議を行ったが、制定までには至らなかった。これからの議会運営を行って行くために、議会として基本となる条例、議員の責務や政治倫理基準など定めた規定等については、私自身必要ではないかと感じている。

当市にあった「議会基本条例」に代わる条例が無いかについて、模索していきたいと思う。現在、議会運営委員会で災害時における議会の対応について等、数点協議を行っているが、議会運営委員会で協議できる事項と特別委員会を立ち上げての協議の必要性など判断しながら議会改革に向けて、当市の議会運営を行って行くべきと考える。



【袋井市議会議場にて】

《視察項目》

災害時における議会の対応について（埼玉県富士見市）

《富士見市の概要》

(1) 人 口 111,644人
(令和元年10月31日現在)

(2) 世 帯 数 52,046世帯
(令和元年10月31日現在)

(3) 面 積 19.77km²



【視察時の様子：委員長挨拶】

1 富士見市の概要

埼玉県南東部に位置する富士見市は、昭和47年4月10日に当時の富士見町が市制を施行し、現在の富士見市が発足した。

さいたま市、川越市などの都市に隣接しており、県庁まで約10キロ、東京都心部から約30キロに立地している。さらに、市内を東武東上線が南北に貫通し、加えて、平成25年3月には、東武東上線、東急東横線、横浜高速みなどみらい線との相互直通運転が開始したことにより、交通の利便性が向上した。また、南北に関越自動車道、国道254号、富士見川越道路、東西方向に国道463号線が走っており、交通体系に恵まれたベッドタウンである。

2 富士見市議会の災害対応に係る概要

2011年3月11日の東日本大震災では、富士見市は震度5弱を記録した。大規模な停電が発生、東武東上線が運行を停止し、帰宅困難者が出るなどの被害が生じた。

当時は一般質問中であり、傍聴席は満席状態だった。職員が避難誘導してくれるという思い込みから、避難誘導などの行動を起こした議員はおらず、当局の誘導で避難することとなった。

富士見市議会では、この教訓を踏まえ、議場内は議員が責任を持たなければいけないと考え、災害時対応検討委員会が開かれることとなった。

3 災害時における議会の対応について

(1) 議会对応の発端

富士見市議会では、「富士見市議会災害対応指針」を策定し、災害時の対応方針について明らかにしている。この指針では、大規模災害時に市災害対策本部と連携して対応を行うものと規定。さらに、災害対応フローチャートを作成し、有事における行動を視覚的に示した。

富士見市議会におけるこれらの取組は、東日本大震災を契機に始まった。当時、富士見市議会では災害時における議員の対応が明確になっておらず、個々に市対策本部に連絡をしている状況であったことから、対応指針等の必要性を認識するきっかけとなった。

【災害対応フローチャート】



- ① 災害発生⇒市当局が災害対策本部を発足（震度5弱以上、市長の判断）。
- ② 各議員は相互の安否、地域の被災状況確認（安否確認は全て事務局にメールで実施）。
- ③ 正副議長及び各会派代表者が市役所に参集。災害対策会議の設置等について協議。
- ④ 災害対策会議が設置された場合、各議員が貸与されたタブレット又は各自の携帯電話（タブレットと連動）で、市内の被災状況を撮影して議会事務局に送付する。
- ⑤ 議会事務局は、議員から送付された情報を取りまとめ、市災害対策本部に提供。さらに、市災害対策本部からの情報も付け加えて、市議会災害対策会議で対応を協議する。

(2) 災害に係る組織体制の在り方

富士見市議会の災害対応における組織体制については、現在のところ、災害時の対応を検討する「災害時対応検討委員会」と、大規模災害が発生し、議会としての対応を求められる場合に設置される「議会災害対策会議」の2つの組織が存在している。

なお、災害時対応検討委員会については、市議会災害対応指針や議会災害対策会議設置要綱、災害対応フローチャートを作成したことで、ほぼその役目を果たしたと考えられており、今後は議会災害対策会議との組織の一本化を検討している。

ア 災害時対応検討委員会

主に平時に活動する任意の委員会であり、有事に備え、災害時における議会内の対応について検討・協議、災害に関する事項を取り決めることを目的としている。1人会派を含む各会派から委員を1名出してもらい、正副議長はオブザーバーとして参加している。

イ 議会災害対策会議

災害時に議会としての対応を検討する組織であり、正副議長を中心に会派代表者で構成されている。台風第 19 号では、富士見市内でも水害が発生し、議会災害対策会議を設置したが、事前に取り決めていた内容は地震対応が主であったことから、水害時の動き方については整理できていなかった。また、正副議長が全体を把握することになるが、議員から提供された情報が多岐にわたることから、集約方法についても課題が生じたという。

(3) 指針、要綱等の策定に向けた背景

災害対応の体制構築に当たっては、議員が各地域や自治会の自主防災組織等に関わっていることも多く、地域性も様々であることから、意思統一や合意形成に苦労したという。また、各議員が地域の自主防災組織で活動している場合、災害時には議会での活動が不可能であるため、その調整にも苦慮したという。

(4) 災害に備えた訓練

富士見市議会では、実際の災害に備え、これまで 3 回の避難訓練の実施及び市が実施する総合防災訓練への参加など、有事の際に対応できるよう備えている【下図参照】。

ア 主な訓練実績

	日 時	内 容
避難訓練 【第 1 回】	平成 27 年 6 月 19 日	東京湾北部を震源とする地震が発生し、市内でも震度 5 弱の地震が発生したことを想定した訓練。 ①富士見市議会対策会議設置訓練 ②議員参集訓練 ③議場避難訓練
総合防災 訓練	平成 27 年 10 月 31 日	市が実施する総合防災訓練において、市災害対策本部と連携し、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を行う。 ①安否の報告 ②訓練の写真などをメール報告 ③服装は市貸与の防災服、防止、議会防災ベスト
避難訓練 【第 2 回】	平成 28 年 12 月 15 日	本会議中に地震が発生した事態を想定した訓練。 ①避難訓練行動表に基づき訓練 ②議場で東日本大震災の津波被害を DVD で視聴
避難訓練 【第 3 回】	平成 30 年 3 月 8 日	本会議（一般質問）散会後に地震が発生した事態を想定した訓練（傍聴者も協力）。 ①避難訓練行動表に基づき訓練

イ 避難訓練の内容

避難訓練は、地震の発生を想定して実施。各議員の議席には、シェイクアウトする、傍聴者を避難誘導するなど、事前に役割分担が明記された紙が貼付されており、災害発生時には、各議員の責任において対応を行うこととしている。

訓練は、傍聴者もいる中で行われ、事前に定められた役割分担に従い、シェイクアウト、議員による傍聴者の避難誘導などが行われた。また、災害発生時に自宅にいることも想定されることから、自宅から市役所まで徒歩又は自転車で参集する参集訓練を実施している。

今後は、これまでの訓練で各議員から出された意見を集約し、改善を進めていく予定。

ウ その他

議場内が本当に安全か、災害発生時にはどういった経路で避難すれば良いのかなど、実際の消防署の職員に点検・検証してもらい、専門的な立場からアドバイスを受けた。

また、傍聴者は議員と異なり、机の下に隠れることができないため、災害時には防災頭巾として使用できる座布団式防災頭巾の傍聴席への設置を進めている。今年度から開始し、今後、3か年で議場及び委員会室全ての傍聴席に設置する予定である。



【傍聴席に設置されている座布団式防災頭巾】



【災害時には防災頭巾として利用可能】

災害時（地震が起きた時）の議員の対応

21番議員
（副議長・災害委員長は議長と共に非常口から避難し外の避難場所の確保）
（安全確保を優先に注意をしながら）

- ① シェイクアウトする
- ② 議場出口付近で待機し、全体を確認する
- ③ 20（19）番議員の議員出入口の状況・12番議員の傍聴席付近の状況の報告を受け議場内を最終確認し一番最後に避難する

災害対策委員長の役割
 ・シェイクアウトした後、非常口前に行き5項目の確認をする

- ①傍聴者
- ②議場内の確認

避難してから外に出た後

- ③議員の確認
- ④市民のケガ
- ⑤帰宅困難者

して、議長、事務局長に報告
 ・議場内の状況を安全か確認して議長に報告して、議席に戻る



↑【各議員の議席に、災害時の役割が明記された紙が貼付されている】

←【これに基づき、避難訓練では白い紙を持った議員が傍聴者の避難誘導を行った】

(5) 災害対応指針に基づき、災害対策会議が設置された事例

①平成28年8月30日（火）8時30分～8月31日（水）9時10分

《設置理由》台風第10号による大雨、洪水、暴風により、市内に災害が発生し、かつ、拡大する恐れがあったため。

②令和元年10月12日（土）8時30分～10月13日（日）18時

《設置理由》台風第19号による大雨、洪水、暴風により、市内に災害が発生し、かつ、拡大する恐れがあったため。

(6) 議会災害対策会議の設置手順

- ア 市災害対策本部員となっている議会事務局長は、議長及び副議長に、市災害対策本部からの情報（被害及び市の対応状況）を速やかに報告する。
- イ 正副議長は、上記の報告を踏まえ又は自らの判断により登庁し、会派代表者又は必要な議員の参集を求め、議会災害対策会議を設置する等の対応を行う。
- ウ 市災害対策本部への被害発生状況や情報提供、対応要請等は個々の議員からは行わないルール（情報が錯綜する、優先順位が変わるなど市災害対策本部の活動に混乱が生じるため）とし、連絡方法については、議会事務局へメールやアプリを活用し（配付のタブレット端末等活用）、可能な限り写真や位置情報を添付して連絡する。議員より送付された情報は、正副議長へ報告後、市災害対策本部へ伝達する。
- エ 議員間で情報共有のため、議員からの情報や市災害対策本部の対応状況等を取りまとめ、概ね1時間程度ごとに議会事務局から全議員へメール配信を行う。
- オ 議会災害対策会議が解散するまではこの対応とし、その後は市災害対策本部へ連絡することも可能としている。

(7) 議会災害対策会議についての検証

台風第19号の災害対応については、議会災害対策会議で検証を行い、①議会災害対策会議など議員や議会事務局に関すること。②市災害対策本部の対応に関すること。③その他に関すること。の3点について、議会としての対応を検証し、今後の取組を協議した。

また、②については、議会として、下記の4点について市長に申し入れた

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 市民への周知方法の改善 | 2. 避難方法の課題 |
| 3. 避難所開設時の課題 | 4. 災害復旧の対応方法の検証 |

(8) 課題とまとめ

- ア 議会災害対策会議設置要綱の制定時は主に地震を想定していたが、近年は台風やゲリラ豪雨の発生が顕著になっており、今後、水害時における対応の検討も必要である。
- イ 災害時の議員の役割の明確化及び市災害対策本部との連携、情報の共有方法が課題。
- ウ 議場の中にいる時は、市民を如何に安全に避難させるかが議員の責任である。

(9) その他

防災服が職員と同じデザインであり、災害時に、議員が市民に話を聞いていても、議員だと分かってもらえないことが多々あったため、富士見市議会でチョッキを作って災害対応時に着用することにした。

東日本大震災の発災時も各議員が様々に動いてはいたが、議員だと分かってもらえず、その動きが市民には伝わってはいなかったが、現在では、これを着用して活動していることから、市民も議員として話をしてくれるようになったという。



【富士見市議会で作成したチョッキ】

4 質疑応答

(石堂正章委員)

Q：検証後の課題に、災害時における議員の役割の明確化とあるが、議員は、それぞれの地域の情報収集などが災害時における中心的な役割と考えて良いか。

A：全議員が、市内全域に均等に居住しているわけではなく、また、情報収集する地域を指定しているわけでもないため、居住地域で収集した情報を議会事務局へ報告することとしている。そのため、議員が不在の地域もあり、今後の課題となっている。

訓練では、地震発生後、市役所まで徒歩で参集するまでの間に被害状況の写真を撮るということに取り組んでいる。タブレットで写真を撮影すると、撮影場所が地図に出るため、議会事務局がそのデータを地図に落とし込むなどして情報を取りまとめている。

Q：タブレットの導入経緯に関する資料を拝見した。非常に有用なツールになっていると思うが、どう感じているか。

A：タブレットは有用なツールではあるが、常に持ち歩くには少々負担が大きい。スマートフォンにタブレットと同じシステムがインストールされており、相互に連動しているため、同様の扱いができるため、スマートフォンを活用することもある。

(鈴木洋二委員)

Q：災害時対応検討委員会と議会災害対策会議の区分けと設立の流れを教えてください。

A：災害時対応検討委員会は、議員が任意で始めた組織であり、議会としての災害対応について考える目的で始まった。平成 26 年から取組を進めてきたが、これまでに議会災害対策会議設置要綱の策定や避難訓練など、災害に備えた事前の段取りを進めてきた。

災害対策会議は、災害時対応検討委員会とは異なり、正副議長が先頭に立つことになる。

災害に関する情報は全て正副議長に上がり、議会としての対応方針を協議することになる。

A：災害時の“対応検討”とあるように、災害が発生した時に、議会としての対応方針の検討を目的に始まったもの。平時の対応として検討委員会があり、実際に災害が発生した場合に、議会側の災害対策本部として災害対策会議があるという棲み分けである。

A：災害時対応検討委員会は、あくまでも事前の動きを作るだけであり、発生している災害に対しては災害対策会議が実働を担う。そのため、要綱や指針を策定した現状では、災害時対応検討委員会の当初の役割はほぼ終了しており、今後は組織の統合を検討している。

(五十嵐伸議長)

Q：須賀川市の災害対策本部では、議会事務局のみ本部に入る形となっているが、富士見市議会では要綱等を作成する際に、議長が市の災害対策本部に入るなどの議論はあったか。

訓練については、富士見市議会としてはこれまで 3 回実施したほか、平成 27 年度には市の総合防災訓練に参加している一方で、28 年度と 30 年度は実施していないが、その理由は。

また、タブレット端末の導入の経緯としては、ペーパーレスの意味合いが強かったのか。

A：これまでも富士見市の災害対策本部には議長が入っていなかったため、そういった議論はなかったと思われる。ただ、他市の例を見ると、議長が入っているところもあり、意思疎通の方法としては有効だと考えられ、今後はそういった議論も必要かと思われる。

A：総合防災訓練は毎年ではなく、議員は参加していないが、議会災害対策会議の内の議会事

務局の実働訓練を一緒に行っている。また、議場での避難訓練では、執行部の協力を得て実施した。2、3回目の訓練では、一般質問終了後に傍聴者の協力も得て実施した。

A：タブレットは基本的にはペーパーレスの推進が一番の目的だが、一方で他に利活用する方法はないかという議論もあった。スケジュールの共有などもできるため、現在では議会での会議では、紙をほとんど使用していない状況である。

Q：災害時に一生懸命活動しても議員が見えないということで、チョッキを着用するのは目立って良い考えだと思うが、新人に貸与される形となっているのか。

A：新人に貸与し、議員を勇退した人には返却してもらっている。

(大寺正晃委員)

Q：災害時に情報の共有が大切だということだが、我々も痛感している。市からの情報が届いていない場合があり、代わりに我々が広報しなければいけない状況だった。平時の場合は市の職員が広報すべきであるが、災害時の広報の在り方はどういう形を取っているのか。

A：ホームページ、ツイッター、メール、フェイスブック、ラインで情報発信をしている。広報車や防災無線では、雨の音でかき消され、家の中では聞こえないことがあった。

(大柿貞夫副委員長)

Q：自主防災組織について、富士見市ではどれほどの行政区があり、どの程度自主防災組織が立ち上がっているのか。

A：正確な数値は把握していないが、7～8割程度という状況である。議会災害対応指針にもあるように、議会は、市の災害対策本部や自主防災組織の活動を側面支援することが主である。

(事務局)

Q：検討委員会と対策会議があるが、先日の台風の際にも、対策会議を設置する前に委員会を開くという流れを踏襲したのか。

A：あくまでも水害があった場合には、事務局、議長、副議長、会派代表者が集まり、対策会議の設置を協議して決定するという手順である。検討委員会は、当日の対応は全く関係がなく、事前のシステムを作るまでが役割である。

Q：全国の議会を見ると、災害対応の指針や要綱は、議会基本条例で明記している自治体もあるが、富士見市議会では基本条例に位置付けているか。

A：議会基本条例には位置付けてはいない。

(鈴木正勝委員長)

Q：市の地域防災計画との整合性について伺う。また、原子力災害の想定はあるか。

A：地域防災計画との連動はしていない。原子力災害についても想定はしていない。

Q：対策会議設置要綱で、所掌事務として「国、県、関係機関等に対し、要望活動を行うこと」とあるが、台風第19号関係では、河川関係について莫大な予算が必要となる上、広域的な連携も求められるが、対策会議の中でそういった話は出たか。

A：国、県との連携については、執行部からある程度タイムリーに伺っていたので、特に議会としての取組はなかった。

5 所感

〔鈴木正勝委員長〕

富士見市議会では、平成 26 年 10 月 1 日から「富士見市議会災害対応指針」と「富士見市議会災害対策会議設置要綱」を施行し、災害時における議会の対応が図られている。

主に平時の対応としての「災害時対応検討委員会」と、主に災害発生時の「議会災害対策会議」があるが、効率的な運用が図られるよう見直しの検討がなされている。

また、災害対応について、富士見市、議会、議員に区分し、それぞれの対応について、一目で分かるフローチャートがあり、大変参考になった。実際の災害に備え、議会としての訓練を行うとともに、災害対応の環境整備(議員配布のタブレット端末等の活用、議場傍聴席に座布団式防災頭巾の設置、議会防災ベストの装備等)が充実していると感じた。

さらに、昨年 10 月の台風 19 号時の災害対応に関して、「議会災害対策会議」で検証が行われ、検証の結果、議会として、①市民への周知方法の改善、②避難方法の課題、③避難所開設時の課題、④災害復旧の対応方法の検証の 4 つの事項について市長に申し入れを行っている。

当市議会では、「議会災害対策会議」の設置、所掌事務、組織等を明確にし、市への必要な協力、支援の方法、国、県等の要望活動方法など、さらに調査・研究をしていく必要があると感じた。

〔大柿貞夫副委員長〕

富士見市の人口は約 110,000 人で、議員定数は 21 人で議会活動が行われている。富士見市議会では、災害時における市議会災害対応指針ができており、災害時の対応等をマニュアル化し、明確にしている。

災害時は、当局が災害対策本部を設置し、同時に議会も正副議長と会派代表者により災害対策会議を設置し、市本部と情報を収集・整理し、本部へ提供したり、逆に市本部から報告を受け、議員へ情報提供を行ったりと情報交換を密に行っている。全議員にタブレットを持たせており、災害時には被害状況等をその場から送り、スムーズな情報伝達ができる仕組みになっている。

富士見市議会の行政視察で大変参考になった事は、全議員にタブレットを持たせ、災害時での対応及びペーパーレス化等に大きく活かされている事であった。当市においても、緊急時の情報伝達やペーパーレス化に必要ではないかと考えた。

〔鈴木洋二委員〕

富士見市議会では、東日本大震災当時、市議会としての災害対応が明確になっておらず、個々に市災害対策本部に連絡をしている状況であった。そこで災害対策における指針の必要性を認識したことで、富士見市議会災害対応指針を作成することとなった。

・災害時における各種組織の対応について

「災害時対応検討委員会」と「議会災害対策会議」の 2 つの組織がある。「災害時対応検討委員会」は任意の委員会であり、議員が災害時の対応について検討・協議する組織であり、「議会災害対策会議」は、主に災害発生時に、正副議長を中心に会派代表者で構成されている。

議会災害対応指針や議会災害対策会議設置要綱、フローチャートは富士見市版に簡潔にまとめられており、わかりやすい。また、今後、2 つの組織を 1 つに統合していくとのことであり、対応がシンプルになると思われる。

議場での災害時の対応については、傍聴者の避難誘導などがマニュアル化できており、議席に

各議員の役割が貼ってあり、明確である。災害時に着用するチョッキも議員であると市民に一目でわかる工夫がされている。

今後、須賀川市議会においても、できることから取り組む対応が必要であると感じた。災害対応マニュアルはシンプルな内容とするべきであり、防災訓練の実施も必要であるとする。

[深谷政憲委員]

須賀川市議会運営委員会では、市議会として「災害時における議会の対応について」どうあるべきか、改選前の議会運営委員会において平成30年11月に先進地視察（岩手県大船戸市）を行い、指針策定に向けて骨子(案)を策定し、昨年9月の改選後の新たな議会運営委員会に託された。

これを受けて、本市の災害対応指針（仮称）の策定に向けて、新たな委員会体制で先進地である埼玉県富士見市の協力をいただき行政調査を行った。

富士見市が、議会として「災害対応指針」を策定する契機となったのは、平成23年3月11日の東日本大震災とのことで、当日は議会開催中で傍聴者もあり、避難誘導も事務局任せになってしまったことを踏まえ、議場は議長が先頭に立ち、議会が責任を負うべきであり、議会内の任務分担、行動指針の必要性を実感したという率直な話がされた（富士見市議会災害対応指針：平成26年10月1日施行）

また、災害対応指針策定前は、議員の対応が明確になっておらず、結果として、個々に市対策本部に連絡・対応を求めている実態から、対応指針の必要性を認識したとのことであった。

当議会においては、災害時における議会の対応のあるべき姿を議論している最中、台風第19号による大水害が発生した。9月の改選直後であったこともあるが、議会としての対応がどうだったのかを検証し、できるだけ早い時期に決定する必要があると実感した。その際、執行機関である行政が設置する災害対策本部と議会との係わり、協力関係・情報共有をどう整理するかが一番の課題となろう。

市民を代表する立場にある議員が傍観者たることは許されない。執行機関と議会の権限・役割を認識しつつ、議会内での議論をしっかりと行い、執行部との意見交換も必要とする。

[石堂正章委員]

今回、埼玉県富士見市議会の「災害時における議会の対応について」の行政調査を行った。

富士見市は、人口が約111,000人、面積が約19平方キロメートル、市境に一級河川の荒川が流れ、さいたま市、川越市などに隣接している。

平成23年の東日本大震災を教訓に、「市議会災害対策会議設置要綱」及び「市議会災害対応指針」を制定し、大災害発生時には「災害対策会議」を設置して、市の災害対策活動を支援していくとともに、議員自らが迅速かつ適切な災害対応に取り組んでいく体制を整えている。

具体的な行動指針としては、「市議会災害対策マニュアル（フローチャート）」を整備して、議員の活動を補佐している。また、「災害時対応検討委員会」という任意の組織があり、「議会災害対策会議」を補完する活動をしているとのことだった。

災害時対応検討委員会は、議会内の災害における対応について検討・協議を行い、災害に関する事項を取り決めていく委員会で、全会派から1名、正副議長をオブザーバー参加で構成している。素晴らしい実行力と決断力を発揮されている市議会であると感銘を受けた。

「災害対策会議」は、現在まで、昨年10月の台風19号時を含め2回設置し、対応したとのこ

とだった。その後の検証活動の結果として、「市民への周知方法の改善」、「避難方法の課題」、「避難所開設時の課題」、「災害復旧の対応方法の検証」の4項目を、市当局に申し入れを行った。

今後の課題としては、要綱制定時は、主に地震を想定していたが、近年の台風、ゲリラ豪雨による対応方法の変化、議員の役割の明確化と市災害対策本部との連携、情報の共有が挙げられた。

注目した事柄としては、備品として議場に設置している「座布団式防災頭巾」、災害時に着用する「富士見市議会」の名入り、オレンジカラーの「メッシュベスト」、緊急時にも有効に利用できた「タブレット端末」など、現実的な対応ができる備品整備なども参考になり、今後の委員会活動で活かしていくべき、学ぶことが多い行政調査になったと感じた。

[大寺正晃委員]

富士見市では、東日本大震災の体験を踏まえ、平成26年に富士見市議会災害対策会議設置要綱を施行している。災害に対応する組織は「災害時対応検討委員会」と「議会災害対策会議」の2つがある。

「災害時対応検討委員会」は、任意の委員会で、主に議会内の災害における対応について検討、協議、災害に関する事項を取り決める委員会で、1人会派を含む各会派から1名、オブザーバーで正副議長を加え構成されており、主に平時の対応をしている。

「議会災害対策会議」は、主に災害発生時に正副議長を中心に会派代表者（1人会派を除く）で構成され、主に有事の際の対応をしている。類似した2つの委員会について、現在効率的な運用が図れるようメンバー構成の見直しを検討している。

災害時における議会及び議員の災害対応フローチャートは、大変シンプルで見やすいものであり、本市においてもシンプルな流れ図を作成できるよう取り組みたい。

議場における防災体制もしっかりと考えられていた。例えば、議会開会中の災害に備え、発災時の各議員の役割が各々の議席に明記しており、議会開会中を想定した傍聴者や議員、当局の避難訓練にも取り組んでいる。本市議会においても当局と連携しながら早速取り組むべきと考える。また、富士見市では、令和元年度、議会傍聴席に「座布団式防災頭巾」しており、3か年計画で議場のみならず、委員会室の傍聴席にも設置する予定である。

前述の「議場避難訓練」の他にも、「富士見市議会対策会議設置訓練」、「議員参集訓練」や「総合防災訓練」などに積極的に取り組み、防災意識の高さが感じられた。是非見習いたい。

富士見市では、災害時における「議員の役割の明確化」「市災害対策本部との連携、情報の共有」を今後の課題として捉え、近年の異常気象なども考慮した対応方法について更なる取組をしている。災害時における情報の共有の重要性は、本市においても数々の災害から学び、痛感しているところであるが、まだまだ迅速で効率的な情報共有には至っていない。

富士見市議会と本市市議会との決定的な違いは、議会におけるICTの利活用についてであると感じた。富士見市議会議員に配布されているタブレット端末や、それと連携させたアプリやスマートフォンを活用することで、本市には真似をできないスピードと情報量の共有を実現させていた。本市市議会においてもタブレット端末の導入を提言していきたい。

[佐藤暉二委員]

富士見市議会において、議会災害対応指針が示され、議長を中心とした議会災害対策会議が設置されていた。今まで2回実施された中で課題を抽出して市に対し改善の申し入れを行った。

現状では、市災害対策本部との連携、情報の共有が課題のようであり、平常時と非常時の対応の難しさを感じ、日々の訓練により迅速に災害対応できるよう努めなければならないと考える。

また、市災害対策本部へ被害状況、対応要請など個々の議員からの問い合わせは行わないとのルールを定めていた。議員からは、議会事務局に被害状況等を伝え、それを集約し、市災害対策本部へ提供する。情報の共有は、定期的に議会事務局から全議員へメール配信されていた。

その他感じたことは、災害に備えた議会としての訓練、特に、議員参集訓練、議場避難訓練、総合防災訓練などが参考になった。また、災害時に必要と思われる防災服、議会防災ベストの準備、そして、傍聴席における座布団式防災頭巾は検討すべき内容であったと大変参考になった。

〔市村喜雄委員〕

東日本大震災における議場内での対応が当局任せであった反省を踏まえ、議会における災害対策が必要でとのことから、災害時対応検討委員会から議会災害対策会議の組織を設立した。

町会の自主防災組織の一員と議員としての立場での役割や、災害対策会議のフットワーク、災害対策会議と議員個人と会派との連携は、密に情報を共有し対応している。常任委員会は災害対策会議との連携はなし。議員に貸与している議会名入れのオレンジ色のベストは当議会においても検討に値する。また、災害時における議員の役割の明確化と市災害対策本部との連携、情報の共有が課題となっている。と締めているが、当議会においても今後の課題である。

〔五十嵐伸議長〕

富士見市では、東日本大震災の体験を踏まえて災害時における議会の対応について平成 26 年から取り組んでいた。タブレットと携帯電話を連動し災害対応をすることは、非常に効率よく被害発生状況や情報収集等、瞬時に情報を得る事や提供することが出来るのは、市民の安心につながる活動、取り組みだと思ふ。タブレットは、震災対応で導入されたわけではなくペーパーレスの取組みで震災前に導入された様であるが、議会、議員活動で非常に役に立ち、導入についてこれからの当市の課題であると考え。

今回の研修は、実践に沿った取組であり各種組織の対応がハッキリしているので、行動も起こしやすいようであった。避難訓練等も計画的に取り組み、実際に災害が発生した状況でも行動できる内容であると感じた。当市においても災害が発生した場合の取組について、現在、協議しているが、当市の状況にあった全員が瞬時に行動できる分かりやすい対応策を作成していきたいと思ふ。

また、常に問題が発生した場合は、一定のルールに固執することなく、臨機応変に変更して対応できるようなものにしていきたいと考える。



【富士見市役所前にて】

